

令和8年第2回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和8年6月16日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和8年6月16日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1 番 山田 寛二 5 番 大内 義昭 2 番 山石 恭助 6 番 加藤 康幸 3 番 芝 勇樹 7 番 赤松 紀幸 4 番 山崎 匡
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 井上 靖 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 浦田 良香 総 務 課 長 小西 亨 町 民 課 主 幹 竹葉 誠 防災安全課長 谷口 健二 保健福祉課長 山崎 浩司 ふるさと創生課長 友岡 純 教 育 課 長 戎 秀之 農林振興課長 中井 和彦
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会 議 録 署 名 議 員	議長、次の両議員を指名 2 番 山石 恭助 3 番 芝 勇樹
会 期 の 決 定	令和8年6月16日～6月16日（1日間）

- 1 開会宣言
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開議宣告
- 5 日程
 - 1 会議録署名議員の指名 2番 山石恭助議員・3番 芝勇樹議員
 - 〃 2 会期の決定 6月16日から6月16日までの1日間
 - 〃 3 一般質問 5番、4番、2番
 - 〃 4 報告第1号 鬼北土地開発公社に関する報告について
 - 〃 5 〃 第2号 株式会社まちづくり松野に関する報告について
 - 〃 6 〃 第3号 株式会社松野町農林公社に関する報告について
 - 〃 7 〃 第4号 フォレスト株式会社に関する報告について
 - 〃 8 〃 第5号 令和7年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 〃 9 承認第2号 専決処分の承認について（令和8年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））
 - 〃 10 〃 第3号 専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
 - 〃 11 〃 第4号 専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 〃 12 〃 第5号 専決処分の承認について（松野町介護保険条例の一部を改正する条例）
 - 〃 13 議案第53号 松野町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 〃 14 〃 第54号 工事請負契約の締結について
 - 〃 15 〃 第55号 令和8年度松野町一般会計補正予算（第1号）
 - 〃 16 〃 第56号 令和8年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 17 〃 第57号 令和8年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 18 〃 第58号 令和8年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
 - 〃 19 発議第1号 松野町政治倫理条例の一部改正について
 - 〃 20 意見第1号 厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書
 - 〃 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
 - 〃 22 議員派遣の件
- 6 閉議宣言
- 7 町長閉会挨拶
- 8 閉会宣言

議	長	ただいまから、令和８年第２回松野町議会定例会を開会します。
		(９：３０)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	おはようございます。
		それでは、令和８年第２回定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。 今月初めに、四国地方の梅雨入りが平年より３日早く発表されました。全国的に異常気象が頻発する中で、これから大雨等による浸水被害や土砂災害への警戒が最も必要な時期となります。町民の皆様には、気象情報に注意され、備蓄品の補充や避難経路の確認など、事前に行うことができることを実行していただきますようお願いを申し上げます。 さて、令和７年に行われた国勢調査の速報値が県から公表されまして、松野町の人口は３３１２人で、５年前の前回調査と比較すると３６２人、率にして９．８５％の減となっております。持続可能なまちづくりを目指す我が町にとって非常に厳しい現実を突きつけられたと認識をしておりますけれども、これは我が松野町に限ったことではなくて、松山市を含む県下全２０市町で人口が減少しており、もはや人口減少という問題は、高市首相が言われたとおり、静かなる有事、戦争や大規模災害にも匹敵する国難であると感じております。 そのような中、６月７日に大阪市内で森の国まつの応援団関西支部の集いが開催されまして、町出身者をはじめ約８０名の皆さんが出席、山田議長にも来賓として御臨席をいただきましたが、会員の皆様からは、松野町への変わらぬ愛着と力強い応援の気持ちをお聞かせいただきました。先ほど申し上げたとおり、町の人口は３３００人余りとなりましたが、この応援団の会員の皆様はじめ、全国には、松野町出身者、松野に縁を持たれている方、松野を応援していただく、いわゆる関係人口の方が何万人もいらっしゃると思います。そのような町外か

	らの応援、お力添えをいただきながら、残った者で、このかけがえのないふるさと松野町を守っていかなければならない、そういうことを改めて強く感じたところでございます。 議員各位におかれましても、どうぞ今後とも松野町の発展のための前向きな議論を交えながら、町政に御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。 さて、今定例会には、一般会計及び特別会計、公営企業会計の補正予算、条例の一部改正、工事請負契約の締結などの議案を提案しております。後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げ、議会開会の御挨拶いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	次に、今期定例会に関する諸報告をします。 まず、今期定例会に提出される案件を報告します。 今回提出される案件は、１９件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。 続いて本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いします。 次に、地方自治法第１２１条第１項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。 次に、監査報告であります。監査委員から、令和８年２月、３月、４月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。 続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。 これから、本日の会議を開きます。 (９：３５)
議 長	

議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番山石恭助議員、3番芝勇樹議員を指名します。
議	長	日程第2 「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。
議	長	日程第3 これより一般質問を行います。 通告1番、大内義昭議員の一般質問を一問一答方式により行います。 時間は、答弁を含め60分です。 大内議員の質問を許します。
5番大内		「議長5番」
議	長	「大内議員」
5番大内		議長のお許しをいただきましたので、通告書の内容で一般質問をさせていただきます。 先月5月17日に天皇皇后両陛下を愛媛にお迎えして、第76回全国植樹祭愛媛2026が開催されました。改めて松野町の森林の現状と問題を考える機会になりました。 そこで、総面積の84%が山林である松野町の林業の現状と取り組み、そして、今後の方針について質問いたします。 最近、大型木材トラックが走っているのを見かけることが多くなったと思います。数年前のウッドショックと近年の円安影響で、外国産材から国産材へのシフトが進んでいるのかなと思いますが、まず、国産材杉、ヒノキの価格の推移を教えてください。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長 中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長 5 番 大 内 議 長 5 番 大 内	農林振興課長のほうから答弁いたします。 「議長」 「中井課長」 はい。それでは、国産材価格の推移につきまして、資料に基づきまして、説明をいたします。 国産材価格は、昭和３０年代後半から高度経済成長期の旺盛な住宅需要を背景に上昇いたしまして、昭和５０年代後半から平成初期にかけてピークを迎え、昭和５５年頃にはヒノキの丸太で１立米当たり、７万６千４００円を記録しております。しかし、その後は木材輸入自由化の促進や円高、外材の普及によりまして国産材の競争力が低下し、平成以降は長期にわたって下落傾向が続きました。 特に平成１０年代から平成２０年代にかけては、低価格が常態化し、ヒノキの丸太は１万７千円台まで下落するなど、林業経営の収益性が大きく低下をいたしました。一方で、平成後半以降になりますと、木質バイオマス利用の拡大や、国産材利用促進の施策ですとか、製材流通体制の整備などによりまして、下落傾向は緩やかになりました。中でも、令和３年にはウッドショックによりまして、輸入材が不足したことから、国産材需要が急増したことで、ヒノキの丸太で２万６千円、ヒノキの角材では、１５万円近くまで価格が上昇をいたしました。その後は需要の正常化に伴いまして、価格はやや落ちついたものの、令和６年頃には、平成の長期低迷期と比べると、依然として高い水準で推移をしております、ヒノキの丸太で２万２千３００円、ヒノキの角材で１０万３千４００円の価格となっております。 「議長」 「大内議員」 説明ありがとうございます。 価格については長い低迷期から多少回復したとは言え、最盛期と比べるとまだまだ大きな開きがあるように思います。 次に、町内の林業従事者と、現在、林業に携わっている町内唯一の
--	--

中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	企業体のフォレストの現状をお尋ねします。 「議長」 「中井課長」 はい。それではまず町内の林業就業者につきましては、国勢調査によりますと、平成２７年は２３名でありましたが、令和２年には１１人と半減をし、自伐林家は非常に少なくなって参りました。主な原因としましては、町内の林業経営体が事業を終了したことに加えまして、高齢化による離職によるものと考えられております。 続きまして、フォレストの現状につきましては、令和５年度の法人化以降、未利用材を活用した薪の製造販売を主な事業として活動しており、代表取締役を含め、社員１名、アルバイト５名体制で運営を行っております。 そのほか、木材確保のため、森林整備に着手をしたほか、林福連携による木工事業、ふるさと納税などにより、売上げを大幅に伸ばしております。 以上です。
５ 番 大 内 議 長 ５ 番 大 内	「議長」 「大内議員」 はい。ありがとうございます。 町内の林業就業者だけではなく、以前と比べて、山の所有者自身が自分の山に行くことも少なくなったように思います。そんな時にフォレストが設立されたことは、町内の山林所有者の皆さんの収入増とこれからの林業の活性化のためにも大変意義があることだと思います。 次に、松野町森林経営管理制度についてお伺いします。 今ほど林業の現状を御説明いただいたとおり、高齢化などのため、山林所有者自身が山林の維持管理を行うのは、現実的に困難になってきていて、いわゆる放置林と呼ばれるものが増えている状況です。そこで、現在実施されている松野町森林経営管理制度について、まずは

中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	制度の説明をお願いします。 「議長」 「中井課長」 はい。森林経営管理制度は、森林所有者の高齢化や経営意欲の低下、所有者不明森林の増加などによりまして、適切な管理が行われていない森林が増えていることを背景に平成31年4月に施行されました。森林経営管理法に基づく制度であります。 概要としましては、管理が行き届いていない森林につきまして、市町村が森林所有者の意向を確認し、林業経営に適した森林経営は、林業事業体へ、適さない森林は、市町村が整備を行うことで、森林の適切な管理と林業家の活性化を図る制度でございます。森林環境譲与税は、この制度を推進するための重要な財源となっております。 以上です。
5 番 大 内 議 長 5 番 大 内	「議長」 「大内議員」 はい。説明ありがとうございます。 手入れができていない森林を整備することは、地域の水源や暮らしの安全を守るために必要なことだと思います。この制度の実施については、まず、森林所有者の意向確認から始まりますが、現在実施されている意向調査の進捗状況と現時点での調査結果、また、分収林の場合はどのような対応になるのかをお伺いします。 そして、分収林の対応については、あわせて分収林の説明もお願いします。
中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 それではまず、意向調査の進捗状況について御説明申し上げます。 令和2年度の奥野川部落を皮切りにこれまで延野々、富岡、松丸、蕨生、豊岡後の6部落で実施をしており、今年度につきましては、豊岡前地区で現在調査を行っております。これまでの調査の回収率は、

	大体５０％から８０％程度で、町に経営を委ねると答えた方が約７０％と高く、自力では、森林経営が困難であることが分かる調査結果となっております。 なお、御質問にありました部落の分収林につきましては、この制度の対象森林が私有林でありますため対象にはなりません。 続いて、分収林のことについてちょっと触れさせていただきます。 まず分収林とは、土地の所有者が町で、その上の木の所有者が部落という契約を結んだ森林契約でございます。 町内におきましては、その分収林は各部落と契約をしております、その面積は１０部落で約４００ヘクタールを超えるものとなっております。分収林の主な特徴としましては、そこで管理をしていた木を伐採したことによりまして、収益が出た場合におきましては、木の所有者である部落が７割、そして土地所有者である町が３割といったことで、その収入を分収するといった契約内容となっております。 以上です。
５ 番 大 内	「議長」
議 長	「大内議員」
５ 番 大 内	はい。ありがとうございます。
	既に６部落の意向調査が終了して、これまでの結果としては、経営を町にという意向が多数を占めていることが分かりました。 分収林についても分かりましたが、今ほどの分収林については部落の分収林で、例えば個人、個人所有の山林についての分収林というのがあるかどうかお聞きします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。先ほど申しましたように、分収林というのは、あくまでも土地所有者と上の樹木を管理する方が、言わば別々の状態の契約のことでございます。町内においてそれが該当するかについてはちょっと、現在のところ把握しておりませんので、そのあたりににつきましては、

5 番 大 内 議 長	また後刻、御報告をさせていただきたいと思っております。 「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	はい。ありがとうございます。 分収林の定義が、例えば土地の所有者、山林の所有者と作業する業者の間で契約して、伐採した後の収益については、両者で協議して割り振りを、何割かという割り振りをして、そういう契約している山を分収林というんじゃないかなという考えでしたけど、現在、町内で個人的に分収林をされている人は、把握されてないということで、よく分かりました。ありがとうございます。 続いてですけど、林業経営に適する適さないを判断する基準とそれぞれの対応をお尋ねします。
中井農林振興課長 議 長	「議長」 「中井課長」
中井農林振興課長	はい。まず、判断基準といたしましては、民有林の人工林であるかどうか、そして所有者が自力で伐採、造林、保育といった経営管理が行えない状態であるかどうか、そして、間伐などが行われていないかどうかといったことが基準となります。それをもとに、森林所有者の意向調査を踏まえまして、県、市町、あと、認定事業者等が開催します事業体会議におきまして、森林の立地条件や生業の可能性などを総合的に評価し、林業経営に適した森林は、事業体への集積集約化を図り、経営に適さない森林については、市町村による管理を検討することとしております。 以上です。
5 番 大 内 議 長	「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	はい。ありがとうございます。 ただいまの答弁で前段は森林経営管理制度に適するか適さないか、対象になるかならないかの基準であって、後半のほうが森林の林業経

中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	営については収益性が期待できる森林か、できない森林かが判断基準で、期待できる森林については認定事業者つまり南予森林組合ぐらいになると思いますけど、に、委託してできない森林は、町が管理を検討することだと理解しました。ありがとうございます。 次にですが、既に事業が実施されているならば、その実施状況をお尋ねします。 「議長」 「中井課長」 はい。現在の実施状況について御説明申し上げます。 意向調査の結果を踏まえまして、森林環境譲与税を財源としまして、令和4年より条件が不利な私有林の整備を進めております。これまでに6ヶ所で23.64ヘクタールの森林を整備しております。 以上です。
5 番 大 内 議 長 5 番 大 内	「議長」 「大内議員」 はい。ありがとうございます。 もう既に令和4年度からスタートされてるみたいで既に約24ヘクタールが実施済みとのことですが、今後も計画的に実施していただきたいと思います。 次に森林環境譲与税で導入されている森林GISシステムですが、システムの説明と導入目的と効果について、説明をお願いします。
中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 それでは森林GISシステムについて御説明をいたします。 森林GISシステムとは、森林の管理、保全、活用を目的に、地理情報システムであるGISを用いまして、森林データを統合分析することで、位置情報と属性情報を結びつけて地図上に表示しまして、森林の状況を把握するシステムであります。松野町では、平成23年度に県下で一斉に導入されたタイミングで整備のほうを済ませておりま

	す。技術改良によりまして、システムの更新を行いながら事業を遂行するために、所有者や場所、森林情報などを確認する手段として活用をしております。 以上です。
5 番 大 内	「議長」
議 長	「大内議員」
5 番 大 内	はい。説明ありがとうございます。 林業事業の効率化のためには必要なシステムだと思いますので、有効活用をお願いします。 それでは、最後のほうになりますけど、今後の林業についてお尋ねします。 山林所有者の高齢化などで、伐採や森林整備が困難になってきています。そこで先ほどの森林経営管理制度を活用することになるのですが、根本的な解決策は稼げる林業にすることだと思います。そのために、森林の集積、集約化と木材利用の拡大、林業の収益性の向上、人材育成などが課題だと言われています。そこで、森林の集積集約化について説明をお願いします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。まず、森林の集積、集約化につきまして説明いたします。 本町におきましては小規模で分散した森林をまとめて管理作業することで、作業効率の向上や経営コストの削減を図り、持続的な林業経営につなげるための取り組みであります。現在は人口減少、高齢化などにより、自分の山がどこにあるかも分からない所有者が増えている中、森林経営管理制度を活用し、町が所有者の意向を確認することで、意欲と能力のある林業経営者へ集約、集積することを目指しております。 以上です。
5 番 大 内	「議長」

議長 5 番 大 内	「大内議員」 はい。ありがとうございます。 確かに集積集約化には所有者が不明だとか、自分の山の場所が分からないとかの問題が発生すると思いますが、集積集約化は、今後の林業のためには、是非必要なことだと思いますので、よろしくお願いします。 次に、木材利用の拡大と収益性の向上についての取り組みとして、考えられていることがあれば伺います。
中井農林振興課長 議長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 はい。木材利用につきましては、森林を適切に管理いたしまして、次世代へ引き継いでいくためには、林業の収益性を高めるとともに、地域産材の利用を拡大することが重要だと考えております。そのためには、現在フォレストが中心となって取り組んでおります未利用材活用によります木質バイオマスへの取り組みを始めまして、森林の集積、集約化、それに林道や作業道の整備、そして担い手の確保育成対策により、効率的な作業を推進し、林業経営の安定化と森林資源の循環利用を目指しているところでございます。 以上です。
5 番 大 内 議長 5 番 大 内	「議長」 「大内議員」 はい。説明ありがとうございます。 隣の鬼北町では、杉を活用した新素材、改質リグニンの実証事業のプロジェクトの話がありますが、今の段階で、松野町への影響は分かりません。我が町では、やはりフォレストが、人材や設備を充実されて、新たな製品開発にも力を注いでいただいて、これからの松野町の林業を牽引してほしいと思います。 次に、林業従事者の人材育成の取り組みをお聞かせください。
中井農林振興課長	「議長」

議	長	「中井課長」
中井農林振興課長		はい。人材育成につきましては、現在は宇和島市鬼北町とともに設立をしております南予森林アカデミーによる研修を活用しまして、未経験者からでも最前線で活躍できる担い手の育成を支援しております。これまでに管内において、研修期間が5ヶ月の短期コースで8名、研修期間が1年間の長期コースで6名が卒業しております。そのうち2名の方は松野町出身者であります。 また、研修終了後の就業状況といたしましては、林業経営体への就職が6名、自伐林家としての活躍される方が4名、そしてその他への就職された方が4名と、ある程度の一定の成果を上げていると考えております。 今年度についても、松野町の出身者2名を含みます6名が研修を続けており、町としても、引き続き支援を続け、林業従事者の確保育成に努めて参りたいと考えております。 以上です。
5	番	大
議	長	「議長」
		「大内議員」
5	番	大
大内		はい。ありがとうございます。 この南予森林アカデミーの研修制度で、研修修了者の14名のうち10名が林業関係に携わっていることで、とのことで研修制度がしっかり機能していると思いました。 では最後の質問になりますが、今月の閣議で新たな森林林業基本計画が閣議決定されました。キーワードは、『～百年つづく「森の国・木の街」へ～』とのことです。例として具体的には林業従事者の平均所得、現在360万ぐらいらしいですけど、を、全国産業平均並みに460万円ぐらいに引き上げるとか、国産材の利用を増やして、建築用材の国産材率を令和30年までに約7割に増やすという目標が示されています。 そこで松野町の今後の林業振興についての方針をお伺いします。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	「議長」 「坂本町長」 はい。私のほうから答弁をいたします。 まず林業の振興を図る上で、1番大事なことはですね、今この林業がどんな課題を持っているのかということを的確に把握することだと思います。その上で、いろいろな制度とか、財源がありますので、それをもう松野町に上手に引っ張ってくるということ、そして事業を着実に推進することが重要であると思います。 そのためには、まず先ほどの御質問にあったように、森林経営管理制度をですね、これを着実に推進していかなければならない。手入れが行き届いていない森林の解消に向け、町が主体となって、森林所有者との意向調査を進めまして、そして林業経営に適した森林については、経営管理権の集積計画を定めまして、意欲と能力のある例えば森林組合でありますとか、あるいはフォレストがこれから成長してそういった事業体になっていただいて、再委託を進めて参りたいと考えています。また採算性の確保が難しいものにつきましては、町のほうで森林環境譲与税を利用しまして、保育間伐等の整備を行う。こういった森林計画、管理を推進していきたいというふうに思っています。 次に林業の担い手の確保と人材育成であります。先ほど御説明いたしましたように、南予森林アカデミーを活用した担い手への就業支援に加え、フォレストでありますとか、南予森林組合を初めとする認定林業事業体との具体的な連携によりまして、担い手不足の解消に努めて参りたいと考えております。 最後に木材利用の促進です。森の国松野町、この森の国という名前にふさわしいように、まず町の公共建築物等の建設の際は、町産材、県産材の利用を率先して進めるとともに、民間の経済活動における木材利用の推進、林福連携もありますけれどもいろいろなところで木を使っていく、いわゆる「木づかい」の機運醸成に努めて参りたいと思います。
---	---

		このような取り組みの積み重ねによりまして、今後とも、森林の有する多面的な機能を維持しながら、地域の基幹産業の一つとして、この林業の活性化に全力を尽くして参る所存でありますので、議員各位の御支援御協力をお願いいたしまして、答弁いたします。
5 番 大 内	議 長	「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	議 長	はい。ありがとうございます。 森林にはもう災害防止や地球温暖化防止などの機能も担っていて、安定した国産材の供給や森林整備、林業の担い手不足などに対応して、災害に強い森林づくりが必要だと思います。そのためにも、十分な林業施策をお願いして、私の質問を終わります。 ありがとうございました。 以上で、大内議員の質問を終わります。 続いて、通告 2 番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。 時間は、答弁を含め 6 0 分です。 山崎議員の質問を許します。
4 番 山 崎	議 長	「議長 4 番」 「山崎議員」
4 番 山 崎	議 長	議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問を行いたいと思います。 まず初めに、農業研修制度についてお伺いしたいと思います。 皆さんも御存じのとおり、近年、全国的に農業従事者の高齢化や担い手不足などが深刻化しております。私の調べたところによりますと農業従事者の 6 5 歳以上の占める割合が 7 割というデータもあったようです。 本町においても、まさにそういう問題を抱えていると思うんですが、この町で行っている農業研修制度を通じて、新規就農や担い手の育成に取り組むことは、まさに重要なことだろうというふうに考

	えております。 その一方で、研修後に実際の就農や定着へつながっているのかどうかということ、そしてまた、この制度が利用しやすい制度となっているのかなど、現場はいろんな課題があると思うんですけれども、より実効性のある制度へつなげていく必要があるんじゃないかというふうに感じております。 そこで、本町の林業研修制度の現状と成果、また、今後の方向性などについて伺いをしたいと思います。 まずはじめとして、現在実施している農業研修事業の内容について、町としてどのような農業研修制度を実施しているのか、また対象者、研修内容、期間、支援内容など、今の制度について説明をしていただきたらと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。農林振興課長のほうから答弁をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。れでは、研修制度の概要につきまして、資料1により説明をさせていただきます。 本町におきましては、農林公社によります農業研修制度と地域おこし協力隊制度があります。農業研修制度は、実践的な栽培技術と農業経営の知識を習得し、新規就農に向けた基礎を築くことを目的とし、研修期間は原則で2年間、研修ハウスでの野菜及び保管作物の栽培で研修をしております。 次に、地域おこし協力隊は、都市部から地方へ人材を誘致し、地域課題の解決や地域活性化を図ることを目的とし、研修期間は1年から3年間で果樹を中心としたあらゆる農作物の栽培を研修しております。待遇面におきましては、農業研修生が町単独の場合では月額7万5千円の研修支援金を、また、国の事業による就農準備金を活用する

	ことにより、年額１５０万、月額換算で１２万５千円を受給することができます。ただし、就農準備金の場合は、就農予定時に４９歳未満という要件があるために、４７歳までには研修に入る必要があり、そのほか要件を満たすことが条件となります。一方、地域おこし協力隊は、会計年度任用職員として月額２０万８千円と期末手当を含む各種手当が支給されております。また、住居手当や軽トラックの貸出しなど、手厚い対応が受けられます。 なお、協力隊の財源につきましては、上限があるものの、特別交付税で措置をされることとなっております。 以上が概要の説明になります。
４ 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
４ 番 山 崎 中井農林振興課長 議 長	はい。説明ありがとうございます。 就農準備資金の場合は、もうそしたら４７までに入らないと研修は受けれないということだろうと思うんですけど、後、地域おこし協力隊員については年齢の制限というのは一応ないんですかね。 「議長」 「中井課長」
中井農林振興課長 議 長	はい。地域おこし協力隊につきましては、年齢の制限がございませんので、そのあたりを農業研修生とうまく分けて研修を受けていただきたらと考えております。
４ 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
４ 番 山 崎 中井農林振興課長 議 長	はい。地域おこし協力隊については、やはり都市部からの移住が条件になるということでよろしいんですかね。町内とか近隣の場合はそんなに当てはまらない、条件に当てはまらないということでよろしいですか。 「議長」 「中井課長」

中井農林振興課長	はい。地域おこし協力隊の場合には町内の方は該当になりません。 で、基本的に都市部からの移住とはなりますが、都市部といいましても指定された一定規模の都市からでなければ、こちらへの移住として認められませんので、その辺りはもう相談時に確認をさせていただいております。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。分かりました。ありがとうございます。 続いての質問なんですけれども、これまでの研修者の実績、そして就農で、定着、定住ということですかね、その条件、そういう今までの研修者の実態っていうのをお聞きしたいと思います。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。それでは研修生の実績などにつきまして、資料2により説明をいたします。 農業研修生は、現時点で9名の受入れを行っております。 そのうち7名が卒業し、うち5名が就農をしております。一方、地域おこし協力隊は、これまで13名を受入れしておりまして、4名が就農定住をしていただいております。 以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。地域おこし協力隊の農業の部分については、過去にも一般質問させていただいたことがあるんですけど、やはり我が町においてはどうしても農業での定着が悪いということが言えるんじゃないかなと。全国平均からいってもかなり下がっているという状態なんでその辺のことは、やはり協力隊の研修内容としてある程度見直す必要があるのか本人の意向もあるんだろうと思うんですけど、その辺のことはやっぱり今後、より就農できるような研修内容についていうふうなこと

	をちょっと思っています。その辺のことを、今後、よろしくお願いしたいと思います。 続いての質問にいきます。 研修を受けて研修終了後、就農っていう形になると思うんですけど、そこでの就農の支援についてお伺いをしたいと思うんですけど。まず、よそから来た人にとっては農地がないということが言えるのかなというふうに思ってますし、また住居はその時に住んだところにそのまま住めるのかも分らないんですけども、機械導入、そしてまた、販路ですね、作った作物の販売する経路など、就農初期の支援がやはり重要じゃないかなというふうに思っているんですけども、町としてはそういう初期就農に対してどのような支援体制を整えているのか、お伺いをしたいと思います。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。研修終了後の支援状況につきましては、現在は国の補助制度であります経営開始資金を3年間受けることが可能となっております。また、先ほど御指摘がありました、初期費用となる施設や機械整備におきましても、国や県の補助事業の制度がございます。そこで町としましては、補助制度を活用いたしまして、町費を上乗せした上で、速やかに就農ができる環境づくりを進めているところでございます。 また、町単独の事業といたしましては、農業委員会の協力を得ながら、農地のあっせんを行うとともに、住居の確保に努めているところでございます。 なお、協力隊においては、活動中に管理する農地を卒業後に引き継ぐことも可能であるため、これまでも、引き継いでいただいた方もいらっしゃいます。 以上です。
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」

はい。ありがとうございます。

続いての質問に移りたいと思います。

特産品の戦略について伺いたいと思います。

研修において、特産品づくりや販売戦略についてどういうふうなことをされているのか、また、現在の取り組み、それから今後こういう方向性でいくということがあるのでしたら、お聞かせしていただけたらと思います。

「議長」

「中井課長」

はい。新規就農者の特産品戦略といたしましては、桃やユズ、梅といった既存のブランド力を軸とした取り組みが堅実であると考えております。一方、新たな作物にも挑戦することや収穫期をずらすことな

	どによりまして、付加価値を高める方法なども考えられます。今後につきましては、既存の特産品を守りつつ、新たな挑戦ができる研修制度にできないか、そして特産品開発につなげられないか、そういった辺りを、検討していきたいと考えております。 以上です。 「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 当然ながら、松野に先ほどいった桃、ユズ、梅という特産品がありますんで、それをやはりブランド力を生かした形で研修制度に生かしていただくというのは必要だと思いますんで、今後ともよろしく願いしたいということをお伝えしたいと思います。 今言われた内容なんですけど、研修を受けた方、受けた研修生によって就農されて、ある程度活躍されているとか、今の時点で、こういうふうな取り組みで成功されているというような事例があるんでしたら、ちょっと報告をしていただいたらと思います。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。これまでの農業研修生のほとんどが研修で習得した農作物を栽培していただきまして、認定農業者や新規就農者として、地域農業の維持に貢献をいただいております。また、中には、研修によって習得をいたしましたサツマイモの原料としまして、干し芋として、加工販売までを行う6次産業化に取り組んでいる研修生もおられます。このような取り組みが、新たな特産品戦略の始まりといいますか、起点になりますよう、町としても積極的に支援を続けていきたいと考えております。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。サツマイモ、干し芋、確かにすごくおいしくて、本当頑張ら

	れてるなというふうに私も感じております。やはり農産物を作るだけではなくて、それを加工して、しっかり自分で売っていくっていうことが、農家さんとしてできれば、収益性も上がりますし、町にとっても、特産品ができるということですからごく有利なことだろうと思いますんで、そういう支援体制っていうのをこれから引き続きとっていただいて、農家さんの収入が少しでも上がるようお願いしたいと思います。 続いての質問に移りたいと思います。 最初、冒頭にも言ったように農業従事者の減少、そして高齢化が進む中、今後どのような方針で担い手の確保、地域農業をどうやって守っていくかという部分になると思うんですけど、その辺のお考えをお聞きしたいと思うんですが、私調べた内容によると新規就農者の平均の収入は、１００万から２５０万っていうデータが出ておりました。で、新規就農者の農業所得だけで生計が成り立っていると答えたのは４分の１、４人に１人しか新規就農者で農業で食べてないという実態があるように思います。その辺のことを踏まえて今後、どういうふうな方針でやっていくのか、お聞きをしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。それでは私のほうから答弁をいたします。 まず、地域おこし協力隊においては、これまでは源吉兆庵に供給いたします加工桃ですね、これをもう中心にやってくれっていう研修を行ってきたんですけども、やっぱり品種を限定した、制限が多い中の農業では、生業として営農を継続することは、難しい状況であったのかなというふうに今思っております。 そのため、昨年度よりは品種を限らずに、例えば、栽培時期が異なります桃、それからユズというものを二本立てにして、その空いた時間で野菜とか、そういったものを栽培する複合の複数の農作物を組み合わせる、多角的、複合的な経営ができる、そういった研修制度に今、

	直しております。このような見直しによりまして、ただ研修期間中に栽培技術だけを教えるのではなくて、どうやったら稼げるのか、収入を得られるのか、そして、どうやったらそのリスクを減らしていけるのか、そういった営農をですね、新規就農者それぞれ事情が違いますんで、一人一人の立場に合った、あるいは希望に合った、確実な営農そして就農定住へつなげていきたいと考えております。 また農業研修生と地域おこし協力隊、さっき言いましたように収入面をはじめ、条件がかなり違います。このため、農業研修制度の支援内容も見直してですね、地域おこし協力隊に近いような待遇で、そういった地元の出身者、特に農家の跡取りさんたちがまた就農できるようなそういった研修制度に努めて参りたいと思います。 先ほど言われましたように就農というのは非常にハードルが高い、これを一方的にですね、頑張れよっていうだけではなくて、農協とか県とかそういった指導機関とも連携をして、一人一人に合わせた、就農がしやすい生業として、その農業を選択してよかったというようなところにつなげていきたいと思いますので、また議員の皆様もいろいろな情報提供、そして御理解、御支援をお願いいたします。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 まさに先ほど町長が言われたことと同じことを私も思ってまして、やはり年間を通じて複数の農作物で生業を立てるということが必要であろうというふうに思っております。結局、生業が立たないとやっぱり住んでくれないし、農家をやめちゃうんですね。だけ飯が食べなけりゃやっぱりやれないんで、そこの総合的な支援体制っていうのがすごい大事なんだろうと思うんで、当然、本人の希望も重要だと思います。どういうものを作りたいか、どういうもので農業やっていきたいかっていうのは、すごい重要だろうと思いますんで、その辺も含めて、今後の支援体制をしっかりしていただいたらと思います。

	地域おこし協力隊との待遇の格差っていうのは本当に一目瞭然で分かるんですけども、条件に合わない人は先ほどの答弁では、地域おこし協力隊にはなれないということなんで、少しでも就農に対するハードルが高くないように、研修中もある程度生活設計ができるような支援体制を作っていただいたらというふうに思います。 以上で、研修制度についての質問は終わりたいと思います。 続いてカメムシの被害についてお伺いをしたいと思います。 桃農家さんとかちょこちょこ話すると、やっぱ「今年はカメムシまあまあいるよね」という話をよく言われてます。去年は本当に少なかった状態で特産品、桃なんかもしっかり出たと思うんですけど、一昨年は本当にひどい状況で何も取れないというような状態だったので、その辺のこと今どういうふうなカメムシの被害状況とか把握されてるのかお伺いをしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。農林振興課長のほうから答弁をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。それでは、カメムシの今年の状況につきまして御説明いたします。 愛媛県病虫害防除所の直近予報及びデータによりますと、果樹共通のカメムシ類の発生量は、並みからやや多いと発表されております。 越冬量でその年の発生状況を予測するわけですが、県下54ヶ所での越冬調査では平年並みとの調査結果となっております。また、5月15日にはカメムシ注意報が発表され、鬼北地域でも増加していることが、県からの情報で確認をされております。 そのため、町では、県やJAとの関係機関と情報を共有いたしまして、行政放送による防除の呼びかけを行っております。現時点では、被害の予想は困難であります。適切な防除を徹底することで、被害

	を最小限にとどめられるように、引き続き注意喚起に努めて参りたいと考えております。
	以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。去年よりはかなり多いということだろうと思うんですけども、やはり迅速に情報の提供、また防除の呼びかけなどをしっかりしていただき、少しでも被害が少なくなるよう、していただきたいというふうに思います。
	続いての質問に移りたいと思います。
	先ほど大内議員も質問された林業関係になるんですけども、森林環境譲与税のことで教育の面について、この2点について私のほうからは質問をしたいと思います。
	森林環境譲与税が令和元年に導入されて住民負担は2024年度から徴収をしている状態だろうと思うんですけども、各自治体によって森林整備や人材の育成、木材の利用促進など、地域の実情に応じたやはり活用が求められているのではないかとこのように思っております。森林率の高い本町においても、森林振興や森林の保全、また担い手の確保にどうつなげていくのかが、森林環境譲与税の使い方とすれば重要だろうと思います。
	我が町で、森林環境譲与税がどういうふうに交付されているのかその推移についてちょっと御説明をしていただきたらと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。この点も農林振興課長のほうから答弁をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。それでは、私のほうから、交付税の推移について説明を申し上げます。資料は3になります。

	令和7年度におきましては、森林環境譲与税額が2千484万5千円、それに対する事業総額が2千675万9千円で、積立て額は3千740万8千円となっております。 次に、資料4に移ってください。 資料4におきまして、譲与税の配分基準を説明させていただきます。 配分基準といたしましては、私有林の人工林面積、林業就業者数、人口により算出をされております。令和元年度の設立時には、私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%の割合で交付をされておりました。しかし、令和6年度の制度改正によりまして、森林整備を現場で担う市町村への配分額が大幅に増加するとともに、森林面積が大きい自治体に手厚く行き届くように、基準が見直しをされたところですので、そのため、本町においても、交付金額が大幅に増加をしております。 また、資料にはございませんが、令和7年中の個人からの森林環境税としましては、1人当たり千円で、約150万円を徴収させていただいております。 以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。
	令和6年度以降については、やはり森林面積割合が多くなっているということで、うちの町にとっては有利な条件になっているということだろうと思います。 続いてなんですけども、使い方ですね、主な活用内容について説明をしていただけたらと思います。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	それでは、活用内容につきまして説明をさせていただきます。資料5になります。

	森林環境税につきましては、当初は林業振興の拠点施設となります南予森林推進センターの整備に係る費用が主なものでありましたが、令和2年度より、森林所有者に対する意向調査を始めました。その結果に基づき、令和4年度より、補助事業には採択されないような悪条件の私有林の整備に着手をしております。令和5年度からは、担い手確保のため、都市部で行われる農林業者向けのガイダンスに参加し、旅費等の費用として活用をさせていただいております。 また、資料5には、令和7年度の取り組みを記載しております。特に主なものとしましては、木材普及啓発のため、まちなか交流拠点施設整備事業において、県産材を使用した木質化を行っております。 以上です。
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎 中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	はい。旧伊予銀跡地のまちなか交流館の活用でも、環境譲与税を使われとることだったんですけど、具体的にどういうものにどれぐらいの金額使ってるか、お聞かせしていただけたらと思います。 「議長」 「中井課長」 それでは次の資料6をお願いいたします。 まちなか交流拠点施設の主なものとしましては、床張りと腰板などの木質化に加えまして、屋外に設置しましたウッドデッキなどがあります。また、ワークスペース内のカウンターの材料も県産材を使用しております。そのほか、来館者に展示品を見てもらうために、「まちばこ」という木箱を45個設置しており、森林環境譲与税としまして、財源として540万円程度を充当させていただいております。 以上です。
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。

中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	木ってというのはやはり温かみもあってリラックス効果があるというふうにも言われてますんで、やはり、木を使ってっていうことはすごく癒やしにもつながるのかなと思いますんで、そういう使い方もやはりどんどんしていただいたらというふうに思います。 続いての質問に移りたいと思います。 当初令和元年ぐらいですか、積立てばかりがすごく多くなって、あんまり有効的に利用されてないんじゃないかなということを前に質問をしたことあるんですけど、今の基金残高ですよ、積立て状況というのが、どういう状況なのかというのをお聞かせしていただいたらと思います。
中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 はい。現在の基金残高と積立て状況について説明をいたします。 資料のほうは3のほうに戻っていただきまして説明いたします。 基金残高のほうは、見ていただけたら分かりますように、増加をしておりますが、これは民有林を対象とした森林整備のために計画的に積立てているもので、目的を持って積立てているものでございます。 一部では、森林所有者の意向調査を踏まえまして、私有林の整備に既に着手しておりますが、引き続き、森林所有者への支援、そして町民への還元ができるよう、計画的かつ着実に事業を推進して参りたいと考えております。 以上です。
4 番 山 崎 議 長 4 番 山 崎 中井農林振興課長 議 長	「議長」 「山崎議員」 はい。ありがとうございます。 これ7年度にぽこっと下がってるんが、まちなか交流館使ったというところですよ。積立て状況。 「議長」 「中井課長」

中井農林振興課長	はい。申し訳ございません。令和7年度につきましてははまちなか交流館の整備に事業のほうに財源充当させていただきましたので、減っております。それまでの令和6年までにつきましては、森林整備を進めるために、ある程度ためていかなければならないという方針のもと、ある程度積立てを増やしていたわけですが、7年度については大きな事業をしたということで、減額になったというのが実情であります。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 当然ながら、有効に使うっていう、使ってくれという趣旨の税金だろうと私も思うんで、積立てばかり増やしていく、また、森林整備ばかりを目的としなくて、いろんなことにやはり使って町民の幸せのために使っていただくというのが本来の趣旨だろうと思いますんで、その辺のことを考えていただいて、今後の活用をしていただいたらというふうに思います。 最後、森林環境譲与税について最後の質問になるんですけども、今後の方針ですね、林業従事者が本当に松野って少ないなというのをすごく感じてるんですけども、担い手の育成っての本当に重要な部分だろうと思います。地域産業としての、先ほど言ったような木材の利用、そして木を使った特産品開発っていうのも重要なんじゃないかな、そういうところも視野に入れてやはり今後考えていくべきなんじゃないかなと思うんですけど、その辺のことについて今後の方針ということで、お聞きをしたいと思います。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。それでは今後の方針につきまして、担い手の育成ですとか、特産品、開発へのつながるような方針につきまして、ちょっと説明させていただきます。 森林環境譲与税の重要な取り組みの1つとしまして、ただいま申し

	上げました担い手の確保育成が挙げられます。町としましては、宇和島市、鬼北町とともに設立をいたしました南予森林アカデミーによる研修を活用し、未経験者からでも最前線で活躍できる担い手の育成を推進して参ります。この研修では、林業の基礎知識を学ぶとともに、資格取得のためのバックアップがあり、林業従事者として長く働くためのスキルを磨くことができます。 また、この研修制度を活用することにより、林業担い手を育成するとともに、町内の林業従事者数を増やすことにもなることから、森林環境譲与税の加算にもつながることになります。 町としましても、この研修制度を中心とした担い手確保の取り組みを引き続き支援いたしまして、相乗効果による効果的な林業振興につながっていきたいと考えております。 次に特産品開発の関係では、現在フォレストによる未利用材の受入れによる薪を中心とした林業振興と、商品券発行による経済の循環を進めております。また、薪を返礼品として、ふるさと納税にも寄与するとともに、林福連携による木工事業にも着手しており、昨年度は大幅に売上げを伸ばしております。 今後はこのような新たな取り組みを足がかりとして、木材を利用した新たな特産品づくりを推進していきたいと考えております。そのためにも、森林環境譲与税の効果的な活用によりまして、林業就業者数を支援していくとともに、木材の価値を高めていく取り組みを進めていきたいと考えております。 以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。
	前の時の森林環境譲与税の質問の時にもちょっと言わせていただいたことなんですけども、林業従事者や林家さんが、ある程度この恩恵を受けるべきじゃないかなというふうに私は思っまして、やはり森

	林を守れというなら、森林を守っている人を守らなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思ってます。そういう意味で森林環境譲与税っていうのを、我が町にある程度金額いただいてるのなら、やはり森林を守る人にきちんと還元できるような仕組みが必要だろうというふうに思いますんで、その辺のこと、今後の方針としてしっかり捉えていただいて、今後の政策に生かしていただきたいと思いますんで、そこはお願いいたしたいと思います。 はい。次の質問に移りたいと思います。 教育関係のことに質問をしたいと思います。 森林の多い松野町だからこそ、子どもの頃から森林や自然に親しみ、地域資源の理解を深める教育は大変重要ではないかというふうに思っております。現在、各学校で、小学校2つ中学校1つというところですが、森林教育や体験活動どういうものをしているのかお伺いをしたいと思うんですが、まず教科書で教科書にも今、森林教育という内容が学習内容載ってるのかどうなのかもちょっと分からないんですけど、全国的にそういう教科書にも載った上で森林教育っていうのがなされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。それではここからは教育課長のほうから御説明をいたします。
戎 教 育 課 長	「議長」
議 長	「戎課長」
戎 教 育 課 長	それでは、小中学校での教科書で学ぶ森林教育の学習内容につきまして、資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。 画面上の資料1ページを御覧ください。 教科書で学ぶ森林教育につきましては、表にありますとおり、文科省が定める学習指導要領に基づきまして、各学年に応じた学習を行っているところでございます。 小学校では生活や社会、理科の教科において、1年生では、学校や

	地域の身近な草木に触れ、季節の変化を知ること、森や生物を大切にしたいという豊かな心情を育むことにしています。3、4年生では、地域の自然環境の様子や自然の仕組みを学び、観察をととして科学的な視点を養います。5、6年生では、防災、水源涵養、国土保全という多面的な機能や林業という産業の役割を学ぶことで、持続可能な社会づくりの担い手としての自覚を促しています。 次に、中学校では、理科や社会、技術家庭の教科において、小学校で培った知識をもとに、より専門的で社会的な視点を重視した学習ということにしております。1年生は、生態系のつながりや環境の保全能力の理解など自然の仕組みを知ること、2、3年生では、産業経済環境問題とSDGsの視点で、森林を管理活用する技術を知り森林と未来の社会について考えること、全学年の技術家庭科では、木材の特性理解と木材利用が与える影響の視点で、持続可能なものづくりや資源の適正な利用などについて学んでいるところでございます。 以上が、教科書で学ぶ森林教育の主な学習内容となります。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。
	しっかり教科書、学校指導要綱に基づいてそういうことが、学習内容に入っているということですのでよろしいですね。 はい。ありがとうございます。 続いての質問に移りたいと思います。 教科書だけで学ぶっていうのも重要なんでしょうけども、体験、森林に行って体験することとか、木を触ってみるとか、そういう体験活動がすごく重要じゃないかなと思ってんですけど、その辺のことについてどういうふうな取り組みをされているのか、お聞きをしたいと思います。
戎 教 育 課 長	「議長」
議 長	「戎課長」

戎 教 育 課 長	それでは資料の２ページのほうを御覧いただきたいと思います。 森林教育の体験活動では、各小中学校におきまして特色のある取り組みをしているところでございます。この体験活動は、教室で学んだ知識を実感に結びつけることで、学習内容の深い定着を図るものでございます。 まず小学校では、四万十川森林ふれあい推進センターの協力を得まして、３、４年生を対象に森林教室を開催しております。主な活動内容は、樹木の育ち方や森林の働きを知る体験活動として、木製のネームプレート作りや土壌浸透実験、炭焼き体験などを実施しております。左下の写真は、東小学校の森林教室の様子となっております。また、４年生から６年生を対象とした森林林業教室では、南予森林管理推進センターの協力を得まして、植物の紹介と本立てや巣箱作りの木工体験を行っているところでございます。右下の写真が西小学校の森林林業教室の様子となります。 次に、資料の３ページを御覧いただきたいと思います。 中学校では、林業研究グループと南予森林組合の協力によりまして、株式会社松野中学校の活動の一環として、起業家教育としてのシイタケの生産販売を実施しております。左下の写真がその様子でございます。 また、役場の新庁舎建設の際には、南予森林組合の協力を得まして、新庁舎建設用の木材調達を兼ねて実施いたしました葛川町有林の主伐・間伐事業の跡地に、１年生が植樹体験として、右側の写真となりますけれども、杉の苗木を植樹したところでございます。 以上が、学校での体験活動の主な内容となります。
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。本当に体験というのが重要だろうと思いますんで、引き続き体験活動というのを充実させていただきたいと思います。 続いての質問に移りたいと思います。

戎 教 育 課 長 議 長 戎 教 育 課 長	木育っていう視点での取り組みっていうのがあるかどうかお聞きを したいんですけど、私も調べてみると、木育ってのは、どうも北海道 で始まった考え方みたいで、雪や森林との触れ合いを通じて、木の良 さや、森林の大切さなどを学び、豊かな心を育む活動というふうな定 義がされていますが、そういう視点での取り組みというのはどういう ことをされてるか、お聞きをしたいと思います。 「議長」 「戎課長」 本町の木育活動について説明をさせていただきます。資料のほうの 4 ページを御覧いただきたいと思います。
	この木育活動は、児童生徒が木に親しみ、地域の森林資源の価値を 実感できる取り組みとして実施したものでございます。子どもたちが 木の温もりや香りを直接感じることで、自然を大切にする豊かな心を 育むことを目的の1つとしているところでございます。 近年の取り組みでは、令和元年度から令和3年度にかけまして、ふ るさと納税を財源として、左下の写真になりますけれども、小中学校 に木製の机、椅子を配備しているところでございます。また、令和7 年度には、森林環境譲与税を財源として、右下の写真になりますけ ども、西小学校のほうに木製ベンチのほうを配備しておるところでござ います。 主な取り組みは以上となっております。
4 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。説明ありがとうございます。 先ほども言ったように木にはやはり温かみや、ヒノキなんか特にい い香りがしたりして、触れることによってリラックス効果もあるとい うふうに言われてますんで、是非、今後ともそういうふうな木育活動 も積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、財源である森林環 境譲与税の使い方としてはまさに有意義な使い方だろうと思いますん

三 好 教 育 長 議 長 三 好 教 育 長	で、今後ともそういう木育活動、しっかりやっていただきたいというふうに思います。 それでは最後の質問に移りたいと思います。 これから先、今後、森の国まつのっていうキャッチフレーズがあるように、やはり森林とは本当に深い関係の松野町であると思います。どのように今後、教育と森林政策とを連携させていくのか、子どもたちにどういうふうに伝えていくのかについてということをお聞きしたいと思います。 教育長に、是非、この問題について教育長にお願いしたいと思います。 「議長」 「三好教育長」 お心遣いありがとうございます。 今ほど課長が説明しましたように、森林教育を大きく2つ、2通りあります。 1つは教科書を主な教材として学ぶ、いわゆる国が定めた基準にのっとって学ぶ森林教育、もう1つは学校裁量、学校が自由に内容や方法を決め、時間を当ててやることのできる、主に体験的な活動、この2種類です。この2つをうまく効果的に組み合わせることによって理解が確かなものになります。 例えば、教科書で学んだことが、実際に体験することで、より身近に、より実感的に理解することができると、つまり質的に高まるということです。逆に、体験的な学びの中で獲得したばらばらの知識、あるいは五感で感じ取った様々な感覚などを教室の教科書中心の学習の中で整理をし、再構築して体系的に学ぶことができる、こんなふうに2つの学習には、効果的に組合せればすばらしい成果が表れます。 今、3つの小中学校、それぞれの学校の特色を生かして、森林教育やっていただいて成果も上がっていると思ってますが、これで十分ということはありません。
--	---

	今現在、私が思っている課題が2つあります。 1点目は林業体験、つまり森林整備の体験学習ができていないという点です。植栽であり、主伐、間伐あるいは枝打ち、下草刈り、そういった活動を体験はなかなか難しいのかもしれませんが、せめて現場を見学するとか、そういった作業を体験させることで、森林整備の意義、目的、あるいは大変さ、そういったことが実感的に理解できるだろうと、そしてこれは将来の担い手の確保という意味でも重要な意義があると考えています。 課題の2点目は、教科書や体験的な学習で、いろんな理解が深まるんですが、そこで終わっているという点です。つまり理解できて自分はいかにこれからどう生きていくか、もっと別の言い方をすれば、森林の大切さは理解できたと、それを整備する苦労とか、大変さも理解できたと、じゃあ「自分にできることは何かないかな」とか、「何かやらなければならないことはないかな」と考え、できることを実践させるそういった体験的な学びがあると、より将来に生きる、生きて働く本物の力になるんだろうなと思ってます。 もう30数年前になるんですが、私が西小学校に赴任をした時に、旧体育館の周りにプランターで、どんぐりの苗を育ててました。どこかの団体の協力を得てしてたんだろうなと思うんですが、プランターでどんぐりの苗を育てて、それを植樹すると。そういった活動も1つのできることの例かなと思っています。 以上2点、今現在の森林教育の課題お話しして、お答えにしたいと思います。 また、足りない点があったら言ってください。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 単純なことをちょっと1つ伺いたいと思います。 子どもたちが体験活動、森林さっきいった木のことでとかそういう時

三 好 教 育 長 議 長 三 好 教 育 長	の子どもたちの感想というのはどういうふうなことを思われているのか、耳に入ってる範囲内でとか感じている内容ってのはどんな感じですか。 「議長」 「三好教育長」 現場を離れて9年以上になるので、昔の思い出話になるかもしれないんですが、とにかく体験的な学習がどうこうというよりは、山へ連れていくと子どもたち喜びます。あまりケンカしません。相手が、全て自然物ですから、例えば遊ぶにしても、自然物をどんなふうに使って遊んだらいいのかとか、それを周りの友達と一緒に考えながら、協力してやっていく。そういったことで、私の感想になるんですが、これは子どもたちの主体的な学びが育つとか、あるいは社会性とか協調性が育つ、もちろん山歩きますから、体力もつくとそういった意味で、体験学習、特に森林の中での体験学習はすごくいいなと思ってます。 以上です。
4 番 山 崎 議 長 4 番 山 崎	「議長」 「山崎議員」 はい。よく分かりました。ありがとうございます。 私が考えるのに森林の役割っていうものなんですけども、まずは1つは産業ですよ、木として、用材として家に使う材料として使うという産業の部分、そしてもう1つはやっぱ環境ですよ、山に木があるということでのやっぱり環境のよさっていう部分、もう1つは、防災、やはり表土を流さない、洪水や土砂崩れを防ぐという役割、もう1つがやはり健康じゃないかなと思ってて、森林浴をするということで、健康にいい状態になるっていうことはもう科学的に立証されてるわけですからそういう意味での、健康面での活用っていうのが今後やはり多くなっていったりするのかなというふうに思いますんで、そういうことを含めて3つの視点で森林の重要性っていうのをしっかり政策に生かしていただきたいなというふうに思いますし、教育にも是非

議	長	生かしていただいて、将来、松野町の山を背負って立つような子どもたちが育っていけば、本当にうれしいなと思ってます。
		是非、今後ともよろしく願いいたします。
議	長	以上で私の質問は終わります。
		以上で、山崎議員の質問を終わります。
議	長	ここでしばらく休憩します。 (10:59)
		(休憩 10:59 ~ 再開 11:08)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (11:08)
		続いて、通告3番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。
2番山石	長	時間は、答弁を含め60分です。
		山石議員の質問を許します。
2番山石	長	「議長2番」
		「山石議員」
2番山石	長	議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。
		最初に要支援者、要介護者の現状と課題について質問いたします。
坂本町長	長	今年度は、第10期の介護保険の事業計画策定をされると聞いております。介護保険が始まってから27年となるので、ある程度は社会保障の制度としても定着していると思いますが、今後の運用について課題や不安を感じております。
		まず、本町において、高齢化率が年々増加しています。本町の要支援者、要介護者の現状について、最近の状況はどうなっているのか、認定者の人数や推移などについて傾向をお伺いします。
坂本町長	長	「議長」
		「坂本町長」
山崎保健福祉課長	長	はい。保健福祉課長のほうから答弁をいたします。
		「議長」
議	長	「山崎課長」

山崎保健福祉課長	はい。失礼します。 資料を御用意しておりますのでそちらをお願いいたします。 まず、本町の高齢化の状況について御説明いたします。 こちらにつきましては、介護保険制度が始まりました平成１２年から令和８年までの人口及び高齢者人口の推移をグラフで表したものでございます。この期間だけを見ましても総人口につきましては、１７６９人、３４．５％の減少となる一方で、６５歳以上の高齢者の人口につきましては８９人、５．８％の増加となっております。 また全国的には、令和２２年を超えるまでこの高齢者人口につきましては増えていくことが見込まれておりますが、本町におきましては、高齢化、高齢者人口も、こちらの表では令和２年度、実際には平成３０年の１８０６人をピークに減少に転じておりまして、青色の折れ線グラフでお示ししておりますのが、６５歳以上の占める割合いわゆる高齢化率と言われるものでございます。こちらにつきましては、平成１２年の３０．０％から４８．４％へと大幅に増加をしております、若年人口の減少が大きいことから、割合としましては、約半数の方が高齢者という状況になっております。 あと、グラフの１番下でございます濃い茶色の部分でございますが、こちらにつきましては、７５歳以上の後期高齢者を示しております。こちらにつきましては、平成１７年に前期高齢者数を上回る逆転の現象が起こっておりまして、こちらの表では平成２７年の１０２９人をピークに若干の減少傾向にはございますが、１０００人近くの方が一定数いらっしゃるという状況でございまして、今後も２０４０年、令和２２年まではこの傾向が推移していくものと思われま。 次の資料をお願いします。 こちらは、要介護・要支援の認定を受けられた方の人数や、認定率の１０年間の推移を表しております。 認定者数につきましては、介護保険制度が社会保障として定着することに伴いまして、年々増加をしておりますが、平成２９年度をピ
----------	--

	ークに65歳以上の第1号被保険者の減少に伴いまして減少しております。しかし認定率におきましては、23から24%と横ばいで推移しておりますことから、介護を必要とされる方が一定割合おられるという状況になっておりまして、詳細につきましては、現在、分析中ではございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり75歳以上の後期高齢者は一定数で推移する見込みでございますので、今後2040年、令和22年までは、認定者数の全体としては、ほぼ横ばいから若干上昇する傾向にあると見込まれております。 また、下段にございますグラフには、認定者の要介護度別の内訳を記載しております。こちらでは、縦の棒グラフのほうの黄色までですね、こちらが要支援1・2、要介護1・2の比較的軽度の認定となっております方が一定数いらっしゃいます一方で、施設サービスの利用が可能となります要介護3以上のいわゆる重度の方が少なくなっているという傾向となっております。 以上になります。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。今の説明では人口は減少していると、全体的な人口は減少しているが後期高齢者の数が増えているということでございました。よく分かりました。 続きまして現在、本町における要支援、要介護認定の利用状況として、在宅と施設利用の比率はどうなっているのか特に在宅で介護を受けている方の介護サービスの利用状況はどうなっているのか、現状をお伺いします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	失礼します。またこちらも資料を御用意しておりますので、そちらを基に御説明いたします。 まず在宅と施設の現状につきまして、支出額となります給付費をベ

ースに、10年間の推移を千円単位でお示しをしております。赤字で囲っております箇所、在宅での利用としましては、在宅サービスと地域密着型サービスを合わせたものを御覧いただきたいと思います。また施設サービスにつきましては、黄色の部分を御覧いただきたいと思います。

その比率としましては下のグラフにありますように、在宅が約7割で、施設が3割といった利用状況となっております。そのうち、施設サービスと地域密着型サービスにつきましては、ほぼ横ばいで推移をしておるところではございますが、在宅サービスが若干減少している傾向にございます。

次の資料をお願いします。

こちらは在宅での介護サービスの利用状況につきまして、より細かなサービス区分ごとに令和6年度の年間の利用状況を件数でお示しをしております。

令和6年度の在宅サービス全体では、5772件の利用となっております。平成29年度と比較しますと約2割減少をしておるところでございます。もともと利用件数の少ないサービスにつきましてはお1人の利用状況の影響が増減割合として高く表れてまいりますので、傾向の分析が難しいところではございますが、特徴的なところとしましては、訪問介護が平成29年度と比較して半減をしており、特に要介護4、5の重度の方の利用が大きく減少をしております。

次に特徴的なところとしましては、短期入所生活介護、こちらは特別養護老人ホームなどで数日間宿泊を伴う生活介護が受けられるものでございますが、ショートステイとも呼ばれておるサービスでございます。こちら平成29年度との比較で半減をしております。特に要介護3から5の重度の方の利用が大きく減少しております。これらの原因としましては、施設サービスなどが以前と比べて入所を待たれる、待機をされておる方が少なくなっておりまして、比較的スムーズに利用ができるようになったことが要因と考えられます。

2 番 山 石 議 長	以上になります。 「議長」 「山石議員」
2 番 山 石 山崎保健福祉課長 議 長 山崎保健福祉課長	はい。今の説明で、もう待機されてる方、よいよ少なくスムーズに流れるということで、ええ流れじゃないかと思います。 続きまして、現在、訪問介護は社会福祉協議会も令和4年に事業を廃止しており、現状として本町における介護職員は足りているのか、また、今の説明で必要な在宅サービスが十分に使えているのか不安を感じております。問題ないのかお伺いいたします。 「議長」 「山崎課長」 はい。訪問介護の利用実績が少なくなっていることに対しましては、社会福祉協議会が事業廃止されたことも要因として考えるところではございますが、要介護4・5を中心とした重度の方が実人数としても減ってきておるということに加えて、施設サービスなどが、先ほども申し上げましたように、以前と比べますと比較的スムーズに利用できるようなったことが主な要因と考えます。 また、現状では、町外の事業所から訪問介護のサービスを御提供いただいておりますが、特に訪問介護につきましては、利用者さんの御家庭を訪れて行うサービスでございまして、個々のお住まいですとか、様々な状況や環境、条件的なものが異なります中で、入浴ですとか、排せつの介助などの身体介護、あるいは食事の準備や洗濯、部屋の片づけなどの生活援助を提供するには、個々の介護職員さんの高いスキルが必要となるものでございまして、職員さんの確保には大変苦慮されているとお聞きしております。 今回、介護職員の確保に関しましては、改めて町内の事業所に確認をしましたところ、ミャンマー、インドネシアを中心に介護の事業所では6名、障害福祉の事業所では4名の外国の方が就労をされているということでございます。

2 番 山 石 議 長 2 番 山 石 坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	介護の現場におきましては、60代、70代の介護職員の方も少なくない中で、若くて真面目に丁寧な対応ができ、利用者さんあるいは御家族の方からも評判も良いとお聞きをしております、外国人材の確保によりまして、全体としては介護職員も何とか充足し、必要な介護サービスも維持できておるものと考えます。 以上になります。 「議長」 「山石議員」 はい。今の説明でもありましたが、本町でも外国人材の雇用の現状が説明がありました。今後、町として外国人材の雇用をどのように考えておられるかお伺いします。 「議長」 「坂本町長」 それでは私のほうから答弁をさせていただきます。 外国人の雇用につきましては、国においてもですね、単なる日本人の人手不足を穴埋めするだけの労働力として捉えてはいけないと、日本で多様な業務を経験しながら、本人キャリアアップをして、そして、この日本で長期間就労できるように、後押しをしようということが指針として示されております。 また定着するためにはですね、どうしてもその外国の方、文化が違うので宗教面とか食生活面などを含めて、そういった安心して働ける就労生活環境の整備が必要であるとも考えております。 県内では、愛媛県社会福祉協議会の中に愛媛県外国人介護人材支援センターが設置されております、事業所に対する受入れ制度に関する研修会をはじめ、外国人介護人材の交流でありますとか、スキルアップ研修なども実施をされているところです。 介護福祉の現場における外国人材の町内の雇用状況としても、想定以上に進んでいるというふうに私も認識しております、本当にね、真面目に丁寧な対応で、利用者や御家族からの評判もよくて、貴重な
--	--

	人材として活躍されていることは、担い手不足の解消という一面だけではなくて、多様性を容認する地域社会の創造にも大いに効果があるものと期待しているところであります。 今後もね、介護福祉分野に限らず、誘致企業であります株式会社キョクヨーフーズさんや、道の駅虹の森公園松野での雇用、あるいは、技能実習生のサポート拠点である森の国国際学園の受入れを含めて、多くの外国の人材が松野町で町民の皆さんとともに生活をし、お互いの文化や習慣を尊重しつつ、社会の一員として定住定着してもらえますように、寄り添った支援をこれからも行っていきたいというふうに考えております。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。今も説明がありましたように全国的に人材不足ということで、外国人材についても穴埋めとするのではなく、安心して働いてもらうようにまた永住してもらうような形になるということですが、どちらにしても介護職員の確保に努めてもらうことは大切なことだと思いますのでよろしく願いいたします。 続きまして、要支援、要介護者が自宅で安心して暮らす上で家族や地域の支援体制に問題はないか、現状を含めてお伺いします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。人口減少、高齢化の進展によりまして、独居もしくは高齢者のみの世帯、あるいは地域との関係性や関わりのない方の増加など、御家族や地域からの支援が受けられにくいというケースが増えております。 そういった場合におきましては、利用者御本人のお考えですとか御意向、あるいは御意思を尊重するための支援としまして、成年後見制度を活用するなど、住みなれた御自宅で安心してお暮らしいただける

	よう地域包括支援センターを中心に対応しております。 あわせて介護だけではなく、様々な生活課題、あるいは健康課題などを複合して抱えられているというケースも増えておりまして、介護だけでは解決できない場合もございます。そういった場合におきましても、地域包括支援センターの総合相談という機能がございまして、そちらを中心としまして様々な関係機関と連携をしながら、対応をしているところでございます。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。総合的にいろいろされておることがよく分かりました。 今、現在独居者、高齢者や老老介護が増えておると思いますが、特に家庭の介護に限界がきているのではないかと思います。現状はどうなっておりますか、お願いします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。先ほども申し上げましたとおり、独居もしくは高齢者のみの世帯、あるいは地域との関係性ですとか関わりのない方の増加で、御家庭での介護は厳しくなっておりますのは御指摘のとおりでございます。加えまして、親と子の世代が同居されておりましても、子世代の方も既に高齢化をされておるというようなことがございまして、夫婦間だけではございまして、親子の間でも、老老介護といった状態になることも多くございます。 介護保険制度につきましては、従来、御家族が担っていた、あるいは御家族が抱え込んでいらっしゃいました介護の負担を専門的な事業者によります適切なサービスを利用することで、保険料という費用負担も含めまして、社会全体で支える仕組みとして始まったもので、特に先ほど御説明をいたしました短期入所生活介護、ショートステイと呼ばれるサービスでございますが、こちらにつきましては御家族の休

	息、レスパイト支援もサービスの目的に位置づけられているものでございます。 ただ先ほども申し上げましたとおり、介護サービスだけでは解決できない場合もございますので、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、様々な関係機関と連携しながら、地域包括支援センターを中心として対応して参りたいと考えております。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。老々介護、大変厳しい限界にきておることがよく分かりました。また、こういう家庭が多いと思いますので今後とも、サービスのほう、御支援のほどよろしくお願いいたします。 続きまして今後、介護職員の確保、専門人材の育成方針や、また具体的にどのような施策を行われる考えかお尋ねをいたします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。これからの介護人材の確保、大変重要な問題だというふうに思っております。国の推計によりますと、今年度令和8年度で既に全国で介護職員が約25万人も不足をしている。今後、介護と医療の両方のニーズを抱える85歳以上の方が、認知症や独居の方などが増加する令和22年度には、実に57万人介護職員が不足するとされております。 非常に深刻な事態と受け止めております。 このため、介護職員の給与等の待遇の改善、あるいは先ほど言いましたように、外国人を含む多様な人材の確保、育成、更には、離職防止など、定着促進、そしてICTの活用による生産性の向上など、国を挙げた取り組みが今進められているところでございます。 また本町におきましても、保健福祉分野において非常に経験知識が豊富な上本地域包括技官が、県主催の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの講習や県内の大学の講義、町内の事業所の研修などに講

	師として出向くなど、間接的にはありますが、人材育成に助力をしているところでありまして、今後町としても、可能な分野でこの介護人材の確保というところに貢献したいというふうに考えております。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。今説明がありましたように全国でも25万人の人員が不足し とるということで、また認知症など85歳以上のお年寄りが増える ということで、これからはますます人材不足が考えられると思いますが、 これからの人材育成を今まで以上に取り組んでもらいたいと思いま す。 次に移ります。 要支援者、要介護者の現状と問題を踏まえ、より安心して暮らせる 地域づくりに向けてどのように取り組まれるか、お考えをお聞きしま す。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。令和8年度の町政の基本方針、3月定例議会でも御説明をい たしましたけれども、その中にですね、地域包括ケアシステムを充実 強化して、高齢者や障害者をはじめ、全ての町民が安心して暮らせる 地域共生社会を実現するということを掲げております。 この地域包括ケアシステムというのは、事業所による介護サービス、 それから地域での共助による生活支援、そしてかかりつけ医による医 療、この3つをですね、一体的に提供することによって、町内でお年 寄りが安心して暮らせることができる社会を構築しようとするもので ありまして、高齢者福祉を推進する基本理念であると同時に、様々な 分野の専門人材が、支援を必要とする一人一人に寄り添ったネットワ ーク、これを構築を目指すものであります。 これまでも、まちづくりの目標として私は、50年後100年後も

	住みなれた松野町で穏やかな暮らしが続いていることということを掲げてきましたが、今後も持続可能な社会の構築に向けて、町民の皆さん、そして関係人口といわれる町外からの支援も含めて、温かな、穏やかな、そして活気のある松野町の創造に努めて参りますので、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございます。 安心して暮らせる社会の構築を目指すということで、今後ともそういうほうに進んでもらいたいと思います。 最後に、介護と医療の両方のニーズを抱える85歳以上の方、認知症や独居の方など、今後増加していくと思われるので、支える側の貴重な人材の確保についても、留意されたまちづくりを今後とも進められるように要請をして質問を終わります。 続きまして、空き家対策の現状、課題についてお聞きします。 まず、空き家の現状について本町における空き家の現状と人口の減少、高齢化の進行と空き家増加の関係をどのように認識されているかお伺いいたします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。建設環境課長のほうから答弁をいたします。
井上建設環境課長	「議長」
議 長	「井上課長」
井上建設環境課長	はい。それではまず、本町における空き家の現状のうち、戸数、増加率、地域分布について、御答弁させていただきます。 ちょうど前の資料を御覧いただいたらと思います。ちょうど左上に示しております。 こちらは令和5年度に松野町全域をローラー調査した時の調査結果を記しております。左上御覧いただいたら分かりますように、空き家

	戸数なんですが、全体で245戸を特定あるいは判定しております。 この数字は、全戸の数から見ますと、空き家率が5.3%になっております。ちなみに愛媛県内市町の平均値では6.9%という数字が出ておりまして、その平均値からは1.6%低い数値とはなっております。ちょうど同じ令和5年に全国的に住宅土地統計調査をやっております。全国のデータでよりますと、空き家戸数が899万5千戸で、空き家率が13.9%になっておるところです。 なお、地域分布につきましては、表のとおりになっております。こちらの左下の表に数字を出しておりまして、その右側にグラフを表しております。 全町10の部落に区分しまして、空き家の数、空き家率、そういったものをグラフで示しておりますので、御覧いただきましたら幸いに存じます。 次に、空き家の増加率なんですが、前に映しております表の右上になります。本調査の前に平成29年に同様の調査をしております。令和5年度との比較値を出しております。平成29年だと、空き家戸数が166戸でございましたので、令和5年度に対しましては、6年間で79戸、47%の数値的な増加率ということになっております。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。今の説明で空き家の状況は分かりました。
	その中で管理不全空き家の発生状況はどうなっておりますか、お聞きします。
井上建設環境課長	「議長」
議 長	「井上課長」
井上建設環境課長	はい。次に、管理不全の空き家の発生状況について御説明申し上げます。
	資料2を投影していただいたらと思います。

2 番 山 石 議 長 2 番 山 石 井上建設環境課長 議 長	管理不全の空き家の発生状況はどうなっているかの御質問なんです が、管理不全と申しますか、調査時に空き家と特定した建物の老朽度 危険度をあらかじめ基準を定め、目視による 5 段階のランクづけを行 って調べております。 ちょうど投影している資料の下表に出しておりますが、その内容 としましては、目立った損傷が認められない物件を A ランク、部分的 損傷はありますが、危険な損傷が認められない物件を B ランク、部分 的に危険な損傷が認められる物件を C ランク、建物全体に危険な損傷 が認められ、放置すれば倒壊の危険性がある、高まると考えられる物 件を D ランク、建物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考え られる物件を E ランクと分類をしております。 そして円グラフで示しておりますが、その結果としまして、管理良 好な空き家、A と B ランクは 1 7 8 戸で、空き家全体の 7 2. 7 % に なっております。次に、要適切な管理が必要な空き家、C と D と E ラ ンクですが 6 0 戸で、全体の 2 4. 5 % となっております。その中で も、対応が必要な D ランク E ランクにつきましては 2 3 戸で、全体の 9. 4 % になっているところでございます。 以上です。 「議長」 「山石議員」 はい。今の説明を聞きますと、調査時に空き家と特定した建物の老 朽の危険度をあらかじめ基準を定めて調査をされていることは分かり ましたが、C、D、E クラスに至らないよう未然防止に努められたら と思います。 続きまして空き家の対策についてお伺いします。 空き家対策計画はできておりますか、その進捗状況、空き家バンク 制度の登録件数、成約件数はどうなっておるかお伺いします。 「議長」 「井上課長」
---	---

井上建設環境課長	はい。続きまして、松野町空き家等対策計画の策定及びその進捗状況についてでございます。 本町におきましては空き家対策を総合的かつ計画的に推進するために、このような平成31年3月に、計画期間を10年と定めた、松野町空き家等対策計画を策定しまして、これまで施策を講じてきております。 これまでの具体的な進捗状況としましては、定期的な実態調査による状況把握や松野町空き家バンクの運営を通じた移住定住希望者へのマッチング、更には、生活環境の安全を確保するための老朽空き家除却事業による除却補助を進めており、一定の成果を得ているところでございます。 以上です。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	御質問の空き家バンクにつきましては、ふるさと創生課長のほうから答弁いたします。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
議 長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。それでは空き家バンクの状況についてですが、平成27年度から運用を開始いたしまして、延べ37件を取り扱って参りました。現在は町ホームページに9件が紹介物件として登録されております。 これまでの成約件数、つまり実績につきましては、売買が1件、賃貸が7件となっているところです。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございます。 定期的の実態調査をされ状況把握や空き家バンクの運営、移住定住希望者へのマッチング、更には生活環境の安全を確保するため老朽家

友岡ふるさと創生課長 議長 友岡ふるさと創生課長	屋の除去事業などを進められて一定の成果を上げられるということとは分かりました。 以前、全員協議会でワンストップサービスを取り入れるとお聞きしましたが、どのような内容ですか、教えてもらいたいと思います。 「議長」 「友岡課長」 はい。それでは、すいません、ちょっと先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。
2 番 山 石 議長 2 番 山 石	実績のところですが、売買 1 件と申し上げました売買 1 1 件でございます。賃貸が 7 件ということで訂正をさせていただきます。 それでは、ワンストップサービスですが、移住ワンストップサービスということで取り組んでおります。これは移住相談の際に、住まいの相談の際に、住むところをはじめ、仕事、各種手続支援、総合的な町の案内などを移住担当窓口で総括して行うこととしているものでありまして、必要に応じ、専門的な内容についてはそれぞれの機関、担当におつなぎしているところでございます。 そして、例えば、地域おこし協力隊を希望される方などにつきましては、更にその上で、応募ミッションに合わせて、事業担当等で状況に応じ個別対応をしているところでございます。 以上です。 「議長」 「山石議員」 はい。説明を受けてよく分かりました。空き家対策と定住支援が一体に進められるということなので効果を発揮してもらいたいと思います。 続きまして空き家対策の課題についてお伺いします。 現在、町内に所有者不明や相続未登記の空き家はどのくらいありますか、また、解体費用の負担がネックになっている実態をどう考えておられますか、お聞きします。

井上建設環境課長 議 長 井上建設環境課長	「議長」 「井上課長」 はい。それでは続きまして所有者不明や相続未登記となっている空き家の現状、並びに解体費用の負担がネックになっている実態への認識でございますが、これらは、適正な管理や利活用、更には危険な空き家の除却を進める上で、全国的にも共通しております重大かつ複雑な課題であると受け止めているところでございます。 本町におけます状況といたしましては、空き家等については、これは非常に個人情報やセンシティブな情報になっておりまして、家屋の所有者情報、これはもう聞き取りローラー作戦、こういったものを基に所有者の特定に努めているところでございますが、相続人が多岐にわたるケースや、その把握や権利関係の整理には非常に多大な時間と労力を要しているところが現状でございます。 また解体費用につきましても、所有者等の経済的な負担が非常に大きくこれまで自主的な除却が進まない要因の1つであると認識をしているところでございます。このような中で町といたしましても、これまで老朽危険空き家の除却支援事業等により、一部の費用の補助を行っております。平成29年より現在まで、この制度によりまして、26戸の除却を執行して参りました。しかしながら、まだ全ての需要に対応するための財源確保や、所有者不明物件に対する公費投入の在り方等について、非常に慎重な判断が常々求められているところでございます。 今後の方針としましては、関係機関や専門家との連携を更に強化しながら、国の財源確保、また、ほかの自治体で先進事例等はないか、調査研究をしまして、限られた財源の中で、どのような効果的な支援やアプローチが可能なのか、そして持続可能な対策の在り方、これを部内で真摯に検討して参りたいと存じます。 以上です。 「議長」
2 番 山 石	「議長」

議	長	「山石議員」
2 番 山 石		はい。ありがとうございます。 危険空き家、所有者不明空き家の除去等について対応するには経済的負担など財源の確保に苦労されていることが分かりました。 その中で、空き家の発生を未然に防ぐためには、高齢者世帯などへの早期相談体制も必要かと思いますが、お考えをお聞きます。
坂 本 町 長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長		まず高齢者から相談があった場合ですね。それは、空き家の問題だけではなくて、生活全般にわたる内容になるのではないかなというふうに思っています。当面の生活でありますとか健康、これに対する不安と同時に、また資産についても家だけではなくて、農地や山林などの心配もされているんじゃないかなと思っております。 そのため窓口としては、心配事相談や行政相談などの開設、更には、保健福祉の分野で、地域包括ケアシステム、これをしっかり運用して、縦割りにならないように、それぞれの分野でそういった相談に真摯に連携して対応するようにしています。 また固定資産税、納税通知書ですね、送付する際に、空き家の活用を呼びかけるチラシを同封しておりますが、そういったことに対して問合せがあった場合には、個別具体的に相談に乗っているところであります。 以上です。
2 番 山 石		「議長」
議	長	「山石議員」
2 番 山 石		今話しました固定資産税の件については、この間私のところにも入っておりましたので、やっておられるなということが分かりました。 今の説明でも空き家問題は複数の分野が絡み、複雑な専門的な知識が必要ということで、一筋縄ではいかないということでしたが関係者と協力して対応してもらいたいと思います。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	それでは今後の体制についてお伺いします。 空き家対策は福祉、移住、地域振興など横の連絡が不可欠と思います。今後の長期的なビジョンと、本題に対する基本的な考えをお伺いします。 「議長」 「坂本町長」 答弁する前にちょっと人口減少と高齢化の進展、これが町の1番の課題になっておりますけれども、これと空き家の増加の関係、これについて、関係性なんです、私はこれダイレクトにちょっとつながっているんじゃないかなと思っています。 現在、国におきましても、高齢化や世帯の分散化、更には、地方から都市部へ人が出ていくことに伴いまして、家の相続人がいなくなるというような要因によりまして、空き家の増加という社会問題がこれ全国的に言われております。 本町においても、こうした全国的な潮流と同様、少子高齢化に伴う世帯構造の変化や、独居高齢者世帯の増加が空き家の直接的な背景にあると分析しているところであります。このため、今後においても、国や県の対策の動向を注視しながら、総合的かつ実効性のある空き家対策、更に推進して参ります。 今ほど言いましたように御指摘のとおり、空き家対策は、人口減少という本町最大の課題の1つの事象、表れであるというふうに思っていますので、各部署での連携をより一層強化していくことが必要と考えています。 また本町は現在、大変厳しい財政状況ではありますが、町内に住み続けるということを意思をお持ちの方に対しましては、住宅リフォーム補助制度、そういった補助金の支援制度を活用していただきまして、住宅の長寿命化を図っていただく、こういった後押しもですね、体制や制度を整えてやりたいというふうに思っています。 もう1点今年度、伊予銀行跡「あつまれ！」に配置をいたしました
---	--

		集落支援員、この業務の一環として、各地域へ出向いて、空き家の調査を行うことも計画をしております。これまでも一定の調査は行ってきたところでありますけれども、家屋の状況、所有者の都合で生じる変化などを捉えながら、迅速な対応ができるようにしたいというふうに思っています。		
		もう1つ先ほども申し上げましたが重要なことは、今後、高齢の方などから、空き家の相談を受ける事例が多くなると予測をしております。その際に、空き家の悩みの背後に生活や健康に対する不安が潜んでいないのか、そこにも注意を払って、相談者に丁寧に寄り添い、必要があれば、関係課で連携して、不安の解消に取り組んでいきたいと考えております。つきましては議員各位におかれましても、この3300人の小さな町、誰1人取り残さない、福祉行政が推進できますよう、役場総力を挙げて取り組んで参りますので、御指導、御支援をお願いをいたします。		
		以上です。		
2	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
2	番	山	石	はい。ありがとうございました。
				人口減少と高齢化が1番のネックになっているということで、今後は空き家対策は避けて通れない問題だと思います。まして予算も人員も限られた中で大変だと思いますが、空き家対策と定住支援を一体に進めてもらいたいと思います。
				以上で私の質問を終わります。
議			長	以上で、山石議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議			長	日程第4 報告第1号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。
				町長に報告を求めます。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」

坂 本 町 長	それでは報告第1号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御説明申し上げます。なお、本日御報告する内容は、本年6月4日に開催されました鬼北土地開発公社理事会において、承認されたものであります。 鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるために、出資団体である鬼北町と松野町の委託を受けて、必要となる公共用地等の先行取得、造成、管理などを実施するために設立された団体であります。 令和7年度決算書に基づいて説明いたします。 収益的収入及び支出についてまず御説明します。 資料1ページから2ページの収支決算書です。 収益的収入ですが、事業収益につきましては、公有用地売却収益が1千735万6千851円、事業外収益は、普通預金利息、定期預金利息、運営費補助金、その他雑収益など、合計8万493円です。 続いて、3ページから4ページの収益的支出です。 事業原価の公有地取得事業原価では、南予森林組合跡地取得事業1千735万6千851円、販売費及び一般管理費は、役員の報酬、事務費等の需用費、郵便料分の役務費など、合計8万493円であります。 次に資本的収入及び支出について説明します。 資料5ページから6ページになります。 資本的収入ですが、長期借入金として3万837円、これに対する支出は、支払利息3万837円、長期借入金償還金1千732万6千14円で、差引不足分は公有地取得事業原価で補填して収支を合わせております。 次に、7ページの財産目録については、公有用地は7年度に売却したことにより0円となり、対応する長期借入金も0円で、最終的に500万円が正味財産となる計算であります。
---------	---

		続いて、８ページの貸借対照表については、資産の部、負債の部それぞれについて、財産目録で御説明したとおりであります。 資本の部については、資本金として基本財産５００万円があり、その内訳は１７ページの資本金明細書のとおりです。 準備金につきましては、それぞれ０円でありますので、資本合計が５００万円となり、負債資本合計は５１１万２千２７９円となります。 また、９ページの損益計算書では、事業収益及び事業原価ともに、１千７３５万６千８５１円で、以下の費用と収益を通算すると、当期純利益は０円であるという内容です。 なお、１０ページのキャッシュフロー計算書では、今回の会計期間における資金の流れを記載しておりますので、あわせてお目通しをください。 以上で、鬼北土地開発公社に関する報告とさせていただきます。 よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		以上で、報告第１号の報告を終わります。
議	長	ここでしばらく休憩します。(１１：５８)
		(休憩 １１：５８ ～ 再開 １３：２９)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(１３：２９)
議	長	日程第５ 報告第２号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。
		町長に報告を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは報告第２号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、決算状況等を御説明申し上げます。

今回御報告する内容は、本年5月26日に開催されました第10期定時株主総会において、承認されたものであります。それでは、令和7年度の営業報告の総括と事業概要を説明いたします。

資料の2ページになります。

令和7年度も3年連続で売り上げ2億円を超え、今期は前期を大幅に上回る結果となっております。上半期、下半期について、しっかり状況及び課題を分析した内容を基に、更なる来場者増と売上向上を目指した結果、数字的にも好調な一年となったとの総括となっております。

次に、資料の3ページ、事業状況になります。

虹の森公園全体の売り上げ実績ですが、消費税抜きで、2億6千269万3千円で、前年度対比121.8%、前年度の2億1千550万4千円を大幅に上回る結果となりました。

部門別に見ると、まず、おさかな館につきましては、入館者数4万9千641人、売上6千98万9千円で、令和6年11月からの入館料値上げの影響を心配しておりましたが、結果として前年を上回る入館者数となりました。来場者はおさかな館を目当てに訪れる方が多く、他部門にも好影響となる集客装置としての役割を果たしています。季節のイベントも課題を見据えながら積極的に実施をしております。

次に、レストラン遊鶴羽ですが、客数2万3千648人、売上2千229万9千円で、前年より実施している弁当などの販売が定着したことが売上安定化につながっています。また、下半期から「うな重」の提供を開始し、高単価商品の導入により売上増加につながっております。

次に、&パンにつきましては、客数6万1千122人、売上6千547万1千円で、定休日をなくし通年営業としたことにより、オープン3年目にして過去最高の売上を達成いたしました。パンのアイテム数を50種以上に拡充し、商品提案力の向上により購買単価も前年を上回っております。

次に、かごもり市場ですが、客数7万5千294人、売上9千516万4千円で、農産物に大きな被害がなかったことから、出荷量は全体的に増加し売上は安定しています。桃については、一時的に品薄や供給過多となる場面もありましたが、通年の野菜出荷全般は全体的に安定しておりました。特産品の梅干しや桃ジャムに増して、新たにキョクヨーフーズのカニカマが加わったことで、催事等を通じて地域の魅力発信と認知度向上にも貢献できております。

次に、ガラス工房風音につきましては、客数6千26人、売上1千459万2千円で、売上については前年度を上回ったものの、部門内で唯一客数が前年を下回る結果となりました。ガラス製品の売上が減少傾向にあることや、体験メニューについては団客の取り込みが課題であることなどから、今後も継続して集客強化に努めていくこととしております。

最後に、森の国ファームですが、客数5千638人、売上417万5千円で、令和7年7月から定休日をなくし、営業日数を増やしたことで売上は前年度を上回ったものの、伸び幅は限定的であり、人件費の増加に見合う成果には至っておらず、諸施設の活用も検討課題となっております。また、従業員の退職の影響で人員不足となっており、本年度より再び定休日を設ける予定としているところです。

以上が各部門の状況です。

続きまして決算報告です。

資料5ページ、令和7年度の決算状況につきましては、まず貸借対照表では、資産の部で、流動資産として、現金と預金が5千621万5千円、そのほかに売掛金、未収入金、商品在庫、その他を合わせまして、流動資産計が6千930万8千円、次に固定資産として構築物、車両運搬具、器具備品、出資金、保証金で190万7千円、これら資産の部合計が7千121万5千円となります。

これに対する負債の部では、流動負債として、買掛金1千123万8千円、未払金983万7千円のほか、預り金、未払法人税等を合わ

		せて2千133万6千円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金がマイナス3千28万円で、自己株式分30万円を差し引き、純資産が4千987万9千円となっております。 これにより、負債・純資産合計が7千121万5千円となっております。 続きまして6ページ、損益計算書ですが、純売上高は売上額で合計2億6千269万3千円であり、これに対する売上原価が1億3千849万円、販売費、一般管理費1億5千536万3千円を差し引いた営業損失が、3千116万円となっており、これに指定管理料を含む営業外収益の4千405万6千円を加え、雑損失と法人税等を差し引きまして、当期純利益は1千267万2千円の黒字決算となっております。 これを受けて、第11期令和8年度道の駅虹の森公園まつの事業計画や収支計画において、地域と共に成長する企業にという方針を掲げ、地域活性化の拠点として地元で愛される道の駅を目指していくこととしております。 営業体制の確立、店舗運営の充実、人材育成とサービスの向上など、8つの基本方針に基づき、売り上げ目標を2億6千300万円に設定し事業を展開していくこととしております。 以上で、株式会社まちづくり松野に関する報告とさせていただきます。 よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第2号の報告を終わります。
議	長	日程第6 報告第3号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	「議長」 「坂本町長」 それでは報告第3号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況を御報告いたします。 本日御報告する内容は、令和8年5月25日に開催された株式会社松野町農林公社、定時株主総会において承認されたものであります。 農林公社の主な事業は、育苗事業、青果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業の5つの部門であります。 部門ごとに内容を説明いたします。 資料1ページからになります。 まず、育苗事業につきましては、公社の収益部門の大きな役割を果たしており、全体の販売額は、5千748万5千円で、前年と比較して売り上げを伸ばしております。野菜苗の状況としましては、種苗店からの大口注文を受注することにより、新規顧客を得るなどにより、売り上げを伸ばしております。花苗についても、前年並みを堅持しております。新規案件もありますが、花苗需要全体の厳しさ、不安定さもあるため、今後も継続し、取扱量の増大につながるよう努めて参ります。 次に、青果事業であります。 まず研修ハウス、ファームでのトマト栽培事業の状況では、収穫量は約27.7トン、販売額は1千756万7千円であります。大玉トマトを再定植したことにより、樹勢が良い状態を保持したことから、収量が大幅に増加し、売上げも増加しております。 キウイ花粉事業につきましては、3戸の花粉農家から花蕾で430キロを受け入れ、花粉量で4,500グラムを精製いたしました。植物防疫所のかいよう病検査を経て、販売業者に出荷し519万9千円の販売金額となり、大きく売上げが伸びております。 次に、梅事業です。
---	---

開花時期に寒の戻りが重なったため、当初の目標には届かなかったものの、青梅の受入量が４．６トン、完熟梅の受入量が３１．７トン、総受入量は３６．４トンであります。

過去最低であった昨年度から大幅に回復し、例年並みの受入れ量となっております。また、他の産地が不作だったこともあり、単価は高水準となったことから、売上げを大きく伸ばしております。

次に、アグリースキュー事業であります。

アグレス事業は、作業依頼総数で４７１件、総額は１千６８７万３千円となっております。草刈り作業の依頼件数は減少しておりますけれども、作業量は増加しており、特に維持管理の依頼が年々増加しております。

次に、研修事業です。

県補助事業等を活用しながら、研修生２名を受入れ、キュウリ栽培を中心に、スマート農業にもつながる研修を行っております。引き続き、様々な機会を捉え、研修生を確保しつつ育成に努めて参ります。

では、令和７年度の決算状況を御説明いたします。

９ページです。

まず、貸借対照について、資産の部では、流動資産として、現金預金１千６７５万８千円のほか、未収入金６８０万２千円、商品在庫８０１万７千円ほかで、計３千４２４万２千円であります。

次に、固定資産として、有形固定資産、出資金を合わせ、計１千１１５万５千円、流動資産、固定資産を合わせ、資産の合計額は、４千５３９万８千円であります。

これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で９４１万８千円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて３千５９７万９千円となり、合計４千５３９万８千円であります。

次に、損益計算書です。売上高では、育苗事業の売上げが５千７４８万５千円、青果事業の売上げが２千６３９万１千円、梅事業の売上げが１千７４３万１千円、アグリースキュー事業などの作業売上が１

議 長 議 長 議 長 坂 本 町 長	千 6 8 7 万 3 千 円、研修事業に伴う売上げが 1 4 6 万 9 千 円 とな り、5 つの事業を合わせて 1 億 1 千 9 6 5 万 2 千 円 とな っ てお り ます。昨 年 を 2 千 1 9 万 円 上 回 り、2 年 ぶ り に 売 上 高 が 1 億 円 を 突 破 し ま し た。こ れ に 対 す る 売 上 原 価 が 8 千 5 7 6 万 円 で、売 上 総 利 益 は 3 千 3 8 9 万 2 千 円 とな り ます。 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 が 6 千 6 5 3 万 4 千 円 で、営 業 損 失 は 3 千 2 6 4 万 2 千 円 とな り ます。こ れ に 営 業 外 収 益 と し て、指 定 管 理 料、町 の 補 助 金 の ほ か、利 息、配 当 金、雑 収 入 の 合 計 額 3 千 7 7 4 万 7 千 円 を 加 え ま し て、営 業 外 費 用 を 引 い た 経 常 利 益 は 5 1 0 万 4 千 円 で あ り ます。法 人 税 を 差 引 き し た 最 終 的 な 当 期 純 利 益 は、4 9 1 万 円 の 黒 字 決 算 とな っ てお り ます。 こ の 主 な 要 因 と し て は、育 苗、青 果 事 業 の 着 実 な 売 上 げ 増 加 に 加 え、梅 事 業 の 売 上 げ を 大 幅 に 伸 ば し た こ と に よ る も の で す。 最 後 に、今 期 も 当 期 純 利 益 が 黒 字 で 終 わ る こ と が で き ま し た が、長 引 く 中 東 情 勢 の 影 響 に よ り、今 後 も 厳 し い 農 業 経 営 が 続 く こ と が 予 想 さ れ ます。行 政 と し て も、多 様 化 す る 農 業 ニーズ の 受 け 皿 と し て、役 割 を 果 た せ る よ う に、し っ か り と 農 林 公 社 を 支 援 し て い き た い と 考 え てお り ます。 議 員 各 位 に お か れ ま し て は、よ り 一 層 の 御 指 導、御 支 援 を 賜 り ま し て 御 報 告 と さ せ て い た だ き ます。 よ ろ し く 御 承 認 い た だ き ます よ う お 願 い 申 し 上 げ ます。 こ れ か ら、本 報 告 に 対 す る 質 疑 を 行 い ます。 (質 疑 ～ な し) 質 疑 な し と 認 め ます。 以 上 で、報 告 第 3 号 の 報 告 を 終 わ り ます。 日 程 第 7 報 告 第 4 号「フ ォ レ ス ト 株 式 会 社 に 関 す る 報 告 に つ い て」を 議 題 と し ます。 町 長 に 報 告 を 求 め ます。 「議 長」
---	--

議 長 坂 本 町 長	「坂本町長」 それでは報告第４号「フォレスト株式会社に関する報告について」地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、決算状況を御報告いたします。 なお、本日御報告する内容は、令和８年５月２５日に開催されたフォレスト株式会社定時株主総会において承認されたものであります。 それでは、令和７年度の営業実績等について、御説明申し上げます。資料は３ページになります。 最初に、会社の基本理念は、「森林の循環を回復する」ことであり、未利用財を活用した薪製造販売を主力事業とて、地域資源の有効活用による地域経済への還元に努めております。 今期における新たな取り組みとしては、豊岡地区において、森林整備事業に着手したほか、林福連携による木工事業の環境整備を進めております。 また、ふるさと納税においては、定期便の新設や樹種の拡大により、売上は前年度の約６倍となるなど、販路拡大に努めたところです。 決算状況を御説明いたします。 ８ページからになります。 まず、貸借対照表のうち、資産の部では、流動資産として、現金預金１千３４万３千円のほか、売掛金１５３万７千円、商品在庫２５０万１千円ほかで、合計１千５９０万３千円であります。 次に、固定資産として、有形固定資産、出資金を合わせ、計２７９万７千円であり、資産の部の合計額は、１千８７０万円であります。 これに対する負債の部では、買掛金、未払金等で３９１万２千円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて１千４７８万７千円となり、合計１千８７０万円であります。 次に、損益計算書を説明いたします。 売上高合計が１千８１６万５千円で、これに対する売上原価は、期首棚卸に仕入高を加算し、期末棚卸を差し引いた４３０万６千円とな
------------------------	---

議 長 4 番 山 崎 議 長 4 番 山 崎	り、売上総利益が1千385万9千円であります。 販売費及び一般管理費が1千998万円で、この時点での営業損失は612万円となっております。これに営業外収益として、町の補助金、利息等の合計額1千109万7千円を加え、経常利益は497万6千円であります。固定資産を一括で原価償却する圧縮損130万6千円、法人税等の差引きをした最終的な当期純利益は、306万2千円の黒字決算となっております。 黒字額だけを見ても、前年度から大幅に増加はしておりますけれども、愛媛県内においては、バイオマス発電所やパルプ工場が建設されたことにより、未利用材の争奪戦が発生し、買取価格が上昇しております。そのため、予定していた仕入れが十分に確保できなかったという課題も残されております。 このようなことから、今後は林家からの買取とともに森林整備を推進し、自前で木材が確保できる体制づくりに努め、計画的に在庫を確保できるように努めて参ります。 行政といたしましても、フォレスト株式会社の活躍は、町林業事業の進展に直結しておりますので、活動への支援を引き続き行なって参ります。 議員各位におかれましては、より一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。 御承認いただきますようお願い申し上げます。 これから、本報告に対する質疑を行います。 「議長4番」 「山崎議員」 はい。 フォレストの決算と内容を見させてもらったんですけれども、今年ぽっぽ温泉の改修工事を予定されておるという話をお聞きしてるんですけれども、当然ながらぽっぽ温泉を営業を止めるということになると、フォレストにとっては、売上の大部分を占めているんだろうと
---	--

	思うんで、その間は薪が売れないという状況がくるのかなというふう に思ってるんですけど。もともと、フォレスト株式会社、まきステー ションの発足っていうのが、ぽっぽ温泉に対して薪を供給するシステ ムを作るという目的で、設立した経緯があると思うんですけども、 ぽっぽ温泉としては営業の保障とか当然ながらされると思うんですけ ど、そこに納入業者なんでそこまで手当てをするということは現実的 には考えられないと思うんですけど、何が言いたいかというと、やは り民間企業なんかで、改修工事が行われる時には、すごく効率よく営 業を止める日をできるだけ短くするような工事を当然ながら考えると思 うんです。私が何が言いたいかというと、今この機会に言わないと 間に合わないかなと思って言わしてもらってるんですけど、やはりぽ っぽ温泉の改修工事をする時に、本当に業者との打合せとかを、きつ ちりやっていただいて、営業を止める、止める日をできるだけ少なく して、そういう営業を停止することによって痛手がでるような業者さ んはできるだけ痛めないようにしてほしいということを、質問という か、どういうふうな予定をされているのかも含めて、質問とさせてい ただきます。お答えしていただいたらと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。それではぽっぽ温泉担当しておりますふるさと創生課から答 弁をいたします。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
議 長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。今御質問いただいた点についてですが、現在、お答えできる 内容でお話をさせていただきます。 確かに当初予算編成で御承知のとおり、今年度、改修を予定してい るぽっぽ温泉なんですけれども、現在の設計のほうを、設計業者のほう と協議をしております。そして前提ありましたように、確かに補償 の関係、直接のぽっぽ温泉の指定管理者とはできるんですけども、

	関係で取引をしているフォレスト株式会社とはそういった補償を直接という協議にはなかなかかなりにくいというのは、御意見のとおりであると思います。 したがいまして今の確定的な御返事はできませんが、御意見いただきました設計の内容、そして工事の施工期間、そういったものを十分配慮しまして、影響の少ない形を取れるか取れるように、協議を進めて参りたいと思います。しかしながら内部の工事であつたり、一定の設営物等でありますので、期間のほうどれだけかかるか今設計で明らかになっておりませんので、その点、判明しましたら、またフォレストのほうも、お伝えをしながら、調整をしていきたいと思います。 御意見の趣旨は重々承知しておりますので、木質バイオマスの取り組みは、ぽっぽ温泉も含めて町全体の取り組みということは十分、町のほうでも位置づけておりますので、御意見のほうをいただいたことを受けながら、今後の事業に進めていきたいと思います。 以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。本当に効率よくやっぱり工事を進めるということが大事だろうと思うんで、しっかり計画を整えていただいて、できるだけ影響の出ないような形で、工事をしていただいたらと思います。 それとやっばぽっぽ温泉、老朽化もしてるってことだろうと思うんですけど、ここ数年に1回、改築してるようなイメージがどうしてもあるんで、利用者の方もすごくそういう意見をよく言ってるんでまた改装するんかっていう話を言われるんで、そこら辺のことも含めて将来的に効率よく改修工事をしてもらう。予算の関係もあるんでなかなか、できないというのものもあるかもしれないんですけど、そういうことも含めて、効率的な改修っていうのを是非お願いしたいなと思います。 以上です。

議	長	そのほか質疑ありませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、報告第4号の報告を終わります。
議	長	日程第8 報告第5号「令和7年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長		それでは報告第5号「令和7年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告申し上げます。 本報告は、地方自治法第213条の規定により、前年度の歳出予算で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。 繰越事業は、広域事務組合光来園の改築事業ほか9件となっておりまして、繰越総額は8千550万9千円で、その財源内訳は、国庫支出金2千390万2千円、地方債5千900万円、分担金57万1千円、繰越金203万6千円を充当するものであります。 以上、御報告申し上げます。 よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第5号の報告を終わります。
議	長	日程第9 承認第2号「専決処分の承認について 令和8年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長		「議長」

議 坂 本 町 長	長	「坂本町長」 それでは承認第2号「令和8年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由を御説明申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年5月29日付けで専決処分した補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。 今回の補正予算は、令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において3千284万6千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和8年度会計から繰上充用を行い、補填をしたものであります。 よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。
議 議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第2号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、承認第2号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号を採決します。

議 長	本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員) 起立全員です。
議 長	したがって、承認第 2 号「専決処分の承認について 令和 8 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第 1 0 承認第 3 号「専決処分の承認について 松野町税条例の一部を改正する条例」及び、
議 長	日程第 1 1 承認第 4 号「専決処分の承認について 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」までの 2 議案を一括議題とします。
	町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは承認第 3 号「専決処分の承認について 松野町税条例の一部を改正する条例」並びに、承認第 4 号「専決処分の承認について 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。 これら条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 8 3 号)並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 4 4 号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 4 5 号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 4 6 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 4 7 号)が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとなり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により本年 3 月 3 1 日に専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

議	松野町税条例の一部改正については、個人住民税の控除や軽自動車関係諸税の環境性能割の廃止、固定資産税の新築住宅減額措置の対象要件の変更、免税点の見直し等、省令改正に伴うものや、上位法令の改正に伴う項ズレの反映等が主なものであります。 国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、課税所得の課税限度額の見直しに伴う基礎控除額の引き上げや、今年度から創設された「子ども・子育て支援納付金」に関し改正するものであります。 以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。 これから、承認第3号及び承認第4号の2議案に対して、一括して質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長 質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第3号及び承認第4号の2議案は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、承認第3号及び承認第4号の2議案は即決することに決定しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、議案ごとに行います。 最初に、承認第3号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)

議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第3号「専決処分の承認について 松野町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、承認第4号に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第4号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第4号「専決処分の承認について 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第12 承認第5号「専決処分の承認について 松野町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは承認第5号「松野町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、令和7年度税制改正を受けた介護保険法施行令の改正（令

	和7年政令第420号)に伴い、令和8年3月27日に専決処分を行い、令和8年4月1日より施行したものであります。 主な改正内容は、令和7年度に町民税非課税であった第1号被保険者が、就労調整等により令和8年度も引き続き非課税基準に収まる場合、介護保険法第142条の「特別の理由」に該当するものとして、前年度の保険料段階まで減免を可能とする「特例減免」を適用できるようにすることに併せまして、その減免に係ります申請手続を省略することができるようにするものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第5号は、即決したいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、承認第5号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、承認第5号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長

議	長	起立全員です。 したがって、承認第 5 号「専決処分の承認について 松野町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第 13 議案第 53 号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議案第 53 号「松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。 平成 30 年度の国保制度改革により、国保財政運営の責任主体が市町から愛媛県に移行されたことに伴い、保険料水準においても将来的に県内統一を図ることとなっております。 県は、令和 6 年 3 月に「愛媛県国保運営方針」を改訂し、令和 15 年度までに県内の保険料水準を統一する方針であり、町でも県内統一の保険料水準に移行するため、前年度より保険税の算定方式を見直しているところであります。 前年度については、資産割のみ 1/2 に改正しましたが、今年度におきましては、資産割については更にその 1/2 とし、他の区分については、県が示す標準保険料との乖離状況を勘案しながら見直し、愛媛県の標準保険料に近づけているところです。 ただし、被保険者の急減な負担増とならないように、段階的に改定しているところであります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。

議	長	お諮りします。 ただいま議題となっております議案第５３号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、議案第５３号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
		討論なしと認めます。 これから、議案第５３号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
議	長	起立全員です。 したがって、議案第５３号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１４ 議案第５４号「工事請負契約の締結について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議案第５４号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明申し上げます。 松野中学校屋内運動場改修工事につきましては、令和８年５月２７日に指名競争入札を執行いたしましたところ、愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良３２１７番１、株式会社桐島電工鬼北営業所所長黒田勉氏が

		落札をいたしまして、契約金額は、消費税を含め８千２万８千３００円であります。 地方自治法第９６条第１項第５号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の定めるところによりまして、契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。 以上、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第５４号は、即決したいと思っております。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第５４号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第５４号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第５４号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議	長	日程第 1 5 議案第 5 5 号「令和 8 年度松野町一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長		それでは議案第 5 5 号「令和 8 年度松野町一般会計補正予算(第 1 号)」につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 千 3 0 万 1 千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 億 3 千 8 3 0 万 1 千円にしようとするものであります。 エネルギー価格上昇に関連する資材等の物価高騰の影響で、農業経営に対する負担が増大している中、農業の安定的な経営に資するための支援金を追加するほか、エネルギーや食料品等、物価高騰の影響による消費行動の落ち込みからの回復を目的とした、消費喚起キャンペーンの実施経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。 それでは、歳出補正予算の主なものについて説明申し上げます。 まず人件費については、人事異動、退職、昇格、会計異動、状況変更による給料の調整などの補正を行っております。 2 款総務費では、一般管理費に、現在リースしております 1 0 人乗り車両が継続使用できないため、新規車両リースに係る費用を 7 9 万 1 千円追加するほか、企画費では、コミュニティ助成事業助成金が豊岡前集会所空調機整備事業に対して採択されたことにより 1 9 0 万円計上するとともに、集落支援員事業の拡張に伴い、雇用人数を増加する人件費を 2 0 3 万円計上しております。 6 款農林水産業費では、農業振興費に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格上昇に関連する資材等の物価高騰の影響で、農業経営に対する負担が増大している農業者及び農地所有適格法人に対し、支援金を交付するための費用 2 千 1 3 6 万 6

		千円を計上しているほか、担い手育成対策費で地域おこし協力隊新規2名着任による人件費及び活動費として、756万7千円を計上しております。 7款商工費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品等、物価高騰の影響による消費行動の落ち込みからの回復を目的に、町内商店等で一定額利用の購入者に対して抽選券を配布し、町内で利用可能な商品券や商品が当選する消費喚起キャンペーンを年2回実施するための費用600万円を計上しております。 これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金2千736万6千円、15款県支出金22万5千円、20款諸収入190万円を追加するほか、最終の財源調整として19款繰越金1千81万円計上しております。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第55号は、即決したいと思っております。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第55号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。

議	長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、議案第 5 5 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第 5 5 号「令和 8 年度松野町一般会計補正予算 (第 1 号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第 1 6 議案第 5 6 号「令和 8 年度松野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	それでは議案第 5 6 号「令和 8 年度松野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額から、1 9 1 万 6 千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4 千 2 4 1 万 6 千円にしようとするものであります。 補正内容は、人事異動によるものであります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第 5 6 号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。

議 議 議 議	長	したがって、議案第５６号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
		討論なしと認めます。 これから、議案第５６号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
		起立全員です。 したがって、議案第５６号「令和８年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第１７　議案第５７号「令和８年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂　本　町	長	それでは議案第５７号「令和８年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額から、１２１万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ７億２千７０１万円にしようとするものであります。 補正内容は、令和８年８月１日に施行される介護保険施設における居住費の助成である特定入所者介護サービス費の見直しに伴い、補足給付の負担限度額認定証の様式の見直しに対応するシステム改造費用を計上しているものであります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第５７号は、即決したいと思います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第５７号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第５７号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第５７号「令和８年度松野町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１８ 議案第５８号「令和８年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議案第５８号「令和８年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

	今回提案いたします補正予算は、事業の施行方法の変更に伴いまして、国庫支出金を活用し、施工工事箇所を拡張するための費用として、資本的支出 2 千 8 4 9 万 4 千円を追加計上し、対応する財源として建設企業債 2 千 3 0 0 万円を資本的収入で追加計上しているものであります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第 5 8 号は、即決したいと思っております。
議	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 5 8 号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、議案第 5 8 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。 したがって、議案第 5 8 号「令和 8 年度松野町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議	長	日程第 19 発議第 1 号「松野町政治倫理条例の一部改正について」を議題とします。
7 番	赤 松	提出者に提案理由の説明を求めます。
議	長	「議長 7 番」 「赤松議員」
7 番	赤 松	発議第 1 号「松野町政治倫理条例の一部改正について」を、提案をいたします。 これは、地方自治法第 112 条及び松野町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出するもので、提出者、松野町議会議員赤松紀幸、賛成者、松野町議会議員加藤康幸、同じく山石恭助、同じく大内義昭、同じく山崎匡、同じく芝勇樹であります。 それでは、提案理由を申し上げます。 現行の松野町政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号の遵守規定におきましては、「議員は、町又は町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人から補助金、助成金又はこれらに準ずる金銭の給付を受けている各種団体の正副の長に就任しない。」と定められております。 県内他町の議会においても、議員が団体等の長に就任することを規制している例は見受けられますが、副会長や副代表への就任まで一律に規制しているのは、現在、当町議会のみであります。 折しも、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、各種団体における役員の担い手不足も深刻な課題となっており、各団体とも役員改選時には苦慮しているという声が現場から上がっております。また、地方議会議員のなり手不足も喫緊の課題として議論されているところであります。 こうした時代の変化や現状に鑑み、議員の「副会長」への就任規制を緩和することで、各団体の円滑な組織運営に寄与し、ひいては地域活力の維持向上の一助となることを目的として、本改正を提案するものであります。

		なお、本条例の施行日は、令和８年７月１日とするものであります。
		以上、よろしく御審議を賜わり、可決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		（質疑　～　なし）
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております発議第１号は、即決したいと思ひます。
		御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、発議第１号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		（反対討論　～　なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		（賛成討論　～　なし）
議	長	討論なしと認めます。
		これから、発議第１号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。
		（起立　～　全員）
議	長	起立全員です。
		したがって、発議第１号「松野町政治倫理条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第２０　意見第１号「厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書」を議題とします。
		提出者に趣旨説明を求めます。
５　番　大　内		「議長５番」

議 長 5 番 大 内	「大内議員」 今回提出しております「厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書」について、意見書を朗読し、趣旨説明といたします。 「厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書」地方創生の推進と加速する人口減少社会への対応は、我が国の将来にとって喫緊の課題である。地方公共団体の重要な意思決定を担う地方議会は、多様化する民意を集約し、地方行政に反映させる役割を担っており、その責任はますます重大となっている。 現在、地方議会議員には、広範かつ専門的な諸課題に対し、住民との対話を通じて的確に執行機関を監視し、政策提言を行うことが求められている。こうした要請に応えるべく、議員活動は多岐にわたり、実態として職務が常勤化・専門化する議員の割合が増加している。 しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、令和5年の統一地方選挙では無投票当選者の割合が過去最高を記録するなど、なり手不足は深刻な状況にある。 現在、就業者の約9割を会社員等の被用者が占めている。 地方議会の活性化にはこれら層からの転身が不可欠であるが、現行制度では議員転身に伴い厚生年金の被保険者資格を喪失する。議員が厚生年金に加入できれば、会社員等が将来の生活への不安を抱くことなく立候補できる環境が整い、多様な人材の確保に直結する。 平成23年の地方議会議員年金制度廃止の際、衆参両院の総務委員会において「国民の政治参加や人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会一致で可決された。しかし、制度廃止から10年以上が経過した今もなお、法整備は実現していない。 地方議会議員のなり手不足は、地方自治ひいては民主主義の根幹を揺るがす危機である。国においては、国民の幅広い層からの政治参加を促進し、地方議会における多様な人材を確保するため、厚生年金へ
---------------------------	---

	の地方議会議員の加入を可能とする法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和8年6月16日。 提出者、松野町議会議員大内義昭、賛成者、松野町議会議員赤松紀幸、同じく加藤康幸、同じく山石恭助、同じく山崎匡、同じく芝勇樹。 提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣以上、提出いたします。
議	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております意見第1号は、即決したいと思いま
	す。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、意見第1号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、意見第1号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。 したがって、意見第1号「厚生年金への地方議会議員の加入のため

議	長	の法整備を求める意見書」は、原案のとおり可決することに決定しました。 ただいま可決しました意見書は、直ちに関係機関に送付することになります。 日程第 2 1 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。 お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
		異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。
		日程第 2 2 「議員派遣の件」を議題とします。 お諮りします。 議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。
議	長	これで会議を閉じます。(14:40) 町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	それでは、令和 8 年第 2 回定例議会の閉会に当たりまして、一言御

議 長	挨拶を申し上げます。 議員各位には、活発な議論と慎重な審議を賜り、喫緊の課題であります物価高騰に迅速に対応するための補正予算につきまして、その趣旨を御賢察いただきまして、全会一致で可決いただいたこと、誠にありがたくお礼を申し上げます。 また一般質問においては、町政に対する様々な御提言、御提案をいただきました。これらは、町民の皆さんの声を代弁し、より良いまちづくりを進める上で、大変貴重なアドバイスであると受け止めております。いただいた御提言、御提案につきましては、担当部局においてしっかりと検討し、町政の発展に役立てて参る所存であるので、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。 さて農家の皆さんが丹精育てた梅が今年もたわわに実り、豊かな恵みを実感しております。梅に続いて、松野の農産物の代表格といえる桃も収穫の準備が進んでおりまして、夏の到来を感じさせております。 一般質問の中で、カメムシの被害について現状を報告させていただきましたが、農家には、このほかにも、肥料や燃料の高騰など、農業をしていく上で様々な御苦労があると思います。行政としても、関係機関とともに農家お1人お1人に寄り添って、農業経営のサポートに全力を尽くしていきたい、そういう所存であります。そして、国の礎である農業を守るために、松野町としても役割を全うしなければならないと考えております。 結びに、議員各位におかれましては、日頃からの町政への御理解と御協力に重ねて感謝申し上げますとともに、どうぞこれからも町民の皆様の負託に応えて森の国松野町を導いていただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。 本日はありがとうございました。 以上で、令和8年第2回松野町議会定例会を閉会します。 （ 1 4 : 4 3 ）
--------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 山田 寛二

同 上 山石 恭助

同 上 芝 勇樹